

平成26年3月

中札内村議会定例会会議録

平成26年3月6日（木曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	山田英雄君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君
総務課長補佐	中道真也君	住民課参事	坂村暢一君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	大和田貢一君
-----	-------	------	--------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	片山勇一郎君	書記	林真悠君
--------	--------	----	------

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所掌事務調査
日程第6		行政執行状況報告
日程第7		平成26年度行政執行方針
日程第8	請願第1号	特定秘密保護法の廃止を求める請願
日程第9	議案第1号	南十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
日程第10	議案第2号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第3号	中札内村村民栄誉賞条例の制定について
日程第12	議案第4号	村道の路線の認定及び路線変更認定について
日程第13	議案第5号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
日程第14	議案第6号	中札内交流の杜に係る指定管理者の指定について
日程第15	議案第7号	平成25年度中札内村一般会計補正予算について
日程第16	議案第8号	平成25年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第17	議案第9号	平成25年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第18	議案第10号	平成25年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第19	議案第11号	平成25年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第20	議案第12号	平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年3月中札内村議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番黒田議員と6番男澤議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
北嶋議会運営委員会委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

平成26年2月27日午前10時、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、3月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

- 1、会期について。
3月6日、木曜日から3月19日、水曜日までの14日間とされたい。
- 2、議事日程について。
 - イ、諸般の報告。
 - ロ、閉会中の所掌事務調査。
 - ハ、行政執行状況報告。
 - ニ、平成26年度行政執行方針。
 - ホ、議案24件のうち、議案第1号から議案第12号までの12件については、初日の本会議で審議されたい。

平成26年度一般会計及び特別会計予算案6件、予算に関連する条例等6件の審議にあたっては、特別委員会を設けず、本会議で審議されたい。

また、新年度各会計予算案の審議については、会議規則第55条の「質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができない」の規定を適用せず、十分な審議を

お願いしたい。

なお、新年度各会計予算案等は、3月17日、18日、19日の3日間で審議されたい。
請願第1号は総務常任委員会へ付託されたい。

へ、一般質問は、3月13日、木曜日に予定されたい。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間にしたいと思えます。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの14日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手もとに配布しましたので、ご了解をお願いしたいと思います。

◎日程第5 閉会中の所掌事務調査

○議長（高橋和雄君） 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にいたします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（片山勇一郎君） それでは、説明をさせていただきます。

所掌事務調査通知書。

本委員会は、下記により所掌事務について調査することに決定したから、会議規則第7条第2項の規定により通知します。

記。

1、事項。

議会運営委員会の所掌事務調査。

2、目的。

（1）議会運営に関する事項。

（2）議会の会議規則・委員会条例等に関する事項。

（3）議長の諮問に関する事項。

3、人員。

委員4名。

4、期間。

審査終了まで。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は通知書のとおり承認することに決定をいたしました。

◎日程第6 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第6、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許します。

最初に、田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会にあたり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、村税等の還付加算金の未払いについてですが、他自治体における還付加算金の算定誤りの報道を受けて、本村の事務処理手続きを確認したところ、村道民税等の徴収金の還付に際して還付加算金の未払いがあることが判明しました。

原因は、加算金の計算の始期を誤って解釈していたことなど、加算金の算出に対する法律等の認識が不足していたことによるもので、未払いとなりました対象者の方々には大変なご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

対象件数は、村道民税10件、国民健康保険税4件、介護保険料1件、後期高齢者医療保険料3件、営農用水道料金1件の合計19件、総額3万8,200円の未払い額となっております。すでに対象者の方々にはそれぞれ経過の説明とお詫びをし、2月末に支払いを終えております。

今後は、このようなことが起こらないよう法令の再確認と関係課への周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

次に、オリンピック出場についてですが、2月6日に開会された、ソチ冬季オリンピックに本村出身者の石澤志穂選手、押切美沙紀選手、村にゆかりのある及川佑選手が日本代表としてスピードスケートの各種目に出場されました。

スケート協会を中心とする村民による応援する会が結成され、4回のパブリックビューイングで、各選手に熱い声援が送られました。

中札内村出身の石澤、押切両選手を誇りに思っております。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、本年度の奨励表彰はスポーツの分野で優秀な成績を収めた方7人を表彰しております。

なお、2月17日に開催した表彰選考委員会では、ソチオリンピックスピードスケート

女子日本代表で出場した石澤選手、押切選手には、奨励表彰よりも格上の榮譽賞を検討してほしいというご意見をいただき、本定例会に村民榮譽賞条例及び関連する補正予算を提案させていただきます。

村長と職員との懇談会は、1月7日から21日までの間で、年代ごとに分けて8回実施いたしました。中札内村の魅力や、職員からの提案、日頃感じていることなど、意見交換を行っております。

全職員を対象にした職員研修は、1月21日に主任・主事職を対象にした「接遇マナー研修」を、1月29日に管理職・主査職を対象にした「コーチング研修」を実施しております。

次に、企画財政グループについてですが、国では、4月に実施する消費税率の引き上げによる景気の下振れリスクへの対応と、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるための、平成25年度補正予算が成立しました。

これにより、本村では、平成26年度に実施を予定していた事業を前倒して、社会資本整備総合交付金で、公営住宅建設工事、公営住宅ストック改善工事、橋梁補修工事、学校施設環境改善交付金で中学校改修工事、このほか道営担い手畑総事業札内川左岸地区を実施することとし、平成25年度繰越明許予算を今回の補正予算に計上しております。

市町村交流事業では、中学生交流事業の川越市訪問を1月9日から12日までの3泊4日で実施し、1年生9人、随行2人がホームステイでのホストファミリーとの交流、中学校生徒との交流、美術館・博物館・川越市内の見学で市の歴史や文化を学ぶことができました。

また、川越市立美術館では2月5日から9日まで、中札内村絵画展「北の大地2014」が開催され、第9回北の大地ビエンナーレの入賞作品をはじめ、小中学校児童生徒、「黄土会」の会員、川越市の絵画同好会「車楽会」会員の作品が展示されました。

男女共同参画の推進についてですが、2月2日に作家の中山千夏氏を講師に招き、「女と男・共に生きるつながりを」をテーマに、全体で59人の参加をいただいて講演会を開催しました。

男女共同参画をめぐる現在までの時代の変遷や、ご自身のさまざまな経験の中から、親しみを感じるお話のあと、絵本の朗読があり、参加者からはたいへん好評をいただきました。

むらづくり研修会は、本日夜7時から、高野ランドスケーププランニング会長の高野文彰氏を講師に招き、景観づくりによる魅力向上の視点から「ランドスケープはどうまちを元気にできるか」をテーマに、開催いたします。

十勝圏における消防広域化ですが、素案のパブリックコメントを終え、2月4日の副市町村長会議で、十勝圏広域消防運営計画案を了承し成案としております。

また、消防救急デジタル無線の共同整備工事は、十勝管内を7工区に分け、2月20日に事務委託を受けている帯広市において一般競争入札が執行され、仮契約を締結しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

戸籍事務システム導入事業ですが、昨年8月に現在戸籍などの発行業務を開始し、1月末までに平成改製原戸籍及び附票のデータ作成を終えたことから、戸籍事務システムによるすべての業務が始まっております。

労働者雇用対策ですが、冬期雇用特別対策事業は、季節労働者等を対象に募集を行った結果11名を雇用し、2月3日から保安林等の雑木処理や枝打ち、公共施設の除雪作業な

どに従事していただいているところであります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、灯油高騰による生活弱者対策として実施した福祉灯油について、1月31日まで申請を受付け、211世帯の方々に灯油200リッターの灯油購入券等を交付いたしました。

「第3次中札内村地域福祉計画」について、地域福祉計画策定委員会及び部会を延べ5回開催し、福祉サービスの現状や今後の計画推進に向けての取り組みについて審議いただき、2月6日に計画案の提出があり、2月7日から2月28日までパブリックコメントを実施しております。

次に、保健グループについてですが、「第1期中札内村健康増進計画」について、健康増進計画策定委員会をこれまで3回開催し、中札内村の現状と課題の把握と、今後の健康増進に向けた取り組みについて審議いただき、2月6日に計画案の提出があり、2月7日から2月28日までパブリックコメントを実施しております。

季節性のインフルエンザの予防接種について、2月19日現在、児童等においては、対象者550人の内345人が、高齢者においては、対象者1,071人の内601人が予防接種を受けております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の平成25年度の農業粗生産高が発表され、農産・畜産合わせて110億1,500万円に達し、過去最高の生産高となりました。

農産では、小麦の収穫時期に長雨に見舞われ、品質の低下があり、前年比3.1パーセント減の47億9,100万円となりました。

畜産では、生乳の増産、鶏卵・養豚では価格の上昇などがあり、前年比6.0パーセント増の62億2,400万円となりました。

春先から変動する気象の中で、このような結果を出された中札内村農業の力強さを感じるとともに、ご苦労された生産者の皆さまをはじめ、関係機関の皆さまに敬意と感謝を申し上げます。

農業振興関係では、営農セミナーを1月31日、北海道大学大学院の東山寛講師を迎え、「TPP交渉の現状と農政改革」をテーマに、農業者をはじめ、一般村民・関係機関・消費者団体の皆さまに参加をいただき開催しております。

食育・地産地消関係では、小学生親子を対象とした料理教室「手づくりごはん楽校」を12月と2月に開催し、健康な食生活と地産地消について理解を深めていただきました。

新・元気な畑づくり事業が終了し、本年度の実績は、客土、除礫、堆肥補助、ストーンクラッシャー事業で、合わせて約613万円の見込みとなっております。

村営牧場は10月から冬期舎飼を受け入れておりますが、本年度は603頭でスタートし、現在約570頭程度で推移しています。

商工関係では、商工会が実施したプレミアム商品券事業は、12月22日に販売し、協賛のクーポン券事業を12月31日まで、スタンプラリー事業を1月8日まで実施されております。

中小企業対策で、2月までに申請のあった中小企業振興資金の利子補給で20事業者、保証料補給で10事業者、また、中小企業者事業資金の利子補給は、21事業者に対して、それぞれ助成を行っております。

花づくりの担い手を育成するための、「花づくり・ガーデニング講座」は、2月から3月

まで4回を計画し、これまでの2回の講座は、ほぼ定員に達する参加をいただいております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金は、総数で9件を承認し補助金を交付しております。

平成26年度に宅地造成分譲を予定しております、ヴィレッジときわ野第3次宅地分譲地造成調査設計用地確定委託を完了しております。

公営住宅建設事業では、ときわ野団地1棟4戸が2月に完成し、入居者選考委員会において入居者を決定しております。

また、平成26年度に建設予定の「まちなか団地」と長寿命化居住性向上改善を実施する泉団地及び上札内東団地の実施設計委託業務を発注しております。

下水道事業関係では、浄化センター機器等の改修計画を定める「下水道施設長寿命化計画」策定の基礎となる、長寿命化計画基礎調査委託を完了しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます

○議長（高橋和雄君） 続いて、上松教育長、お願いします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、教育委員活動であります。1月23日に教育委員と中札内村PTA連合会役員と「ネットトラブルからいかに子どもたちを守るか」をテーマに懇談会を開催し、子どもたちを取り巻くネット社会の状況の共有と親の役割の大切さを確認するほか、昨今の学校教育の現状と課題について意見交換を行っております。

また、2月21日には、更別村教育委員との二村交流懇談会を実施し、中札内きらきら保育園の施設視察の後、指導主事による講演と両村の教育行政に関する現状の情報交換などを行っております。

学校教育関係では、2月14日に中札内高等養護学校長、赤松拓氏を講師に、「教育現場から見た発達障害」をテーマとした講演会を開催し、小中学校保護者・学校職員などの参加を得て、現場で培った体験からの発達障害を持つ人への適切な対応法についての助言をいただきました。

児童生徒の対外スポーツ大会への参加状況であります。中学生7名が全国中学校スケート大会への出場権を獲得し、2月1日から2月4日の間、長野県エムウエーブで開催された大会で3名が決勝進出を果たすなど、優秀な成績を収めております。

中札内中学校大規模改修工事は、国の平成25年補正予算に対応するため本定例会補正予算案に計上しておりますが、繰越明許により新年度で工事を実施するものであり、メリットを活かし早期発注に努めてまいります。

社会教育活動では、1月12日、文化創造センターにおいて成人式が行われ、27人の新成人が集い、社会人としての自覚と決意を新たにす機会となりました。

2月12日には、共育の日事業としてPTA連合会との共同により札幌交響楽団コンサートマスターの大平まゆみ氏を講師にお迎えし、「音楽のすばらしさ」をテーマとした教育講演会を開催しました。

2月23日には、南十勝地域子ども会交歓会兼子ども会冬期野外レクリエーションが文化創造センターの前庭において開催され、95名の子どもたちがスノーモービル試乗体験

やゲームなどで楽しみました。

今年度のスポーツ賞及びジュニア文化賞等の受賞は、スポーツ賞、ジュニアスポーツ賞等に13個人3団体が、ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞に11個人1団体が受賞され、3月4日に表彰式を執り行っております。

ワシントン州エルマ市への派遣事業は、3月15日から3月28日までの日程で、9名の生徒と2名の指導者がこれまで10回の事前研修を終え渡米します。貴重な経験を主体的に積み、大きく成長され、帰国することを期待しております。

次に、体育関係事業であります。村民スポーツ大会では1月19日に「ミニバレー大会」を、1月20日、21日に「フロアカーリング大会」を終えております。

各種教室では、2月13日から2月15日に実施しました「小学生スキー教室」には、31名の小学校児童の参加を得て実施しております。

冬の健康対策の取り組みでは、1月中旬から文化創造センター南側広場に歩くスキーコースを造成し、村民の方々に利用をいただいております。

以上、主要事項について申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 平成26年度行政執行方針

○議長（高橋和雄君） 日程第7、平成26年度行政執行方針、教育行政執行方針、農業委員会執行方針について、村長、教育委員会委員長、農業委員会会長から発言を求められていますので、これを許します。

はじめに、田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 平成26年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信を申し上げます。

私は昨年6月、村民の皆さまの温かいご支援により3期目の村政執行の重責を担わせていただき8カ月が経過しましたが、この間、村民の皆さまにお約束した公約の実行のため、実施できるものから着手してまいりました。

人口は、農業を中心とする堅調な地域経済に支えられ、4,100人前後を維持しており、重点施策の成果が現れているものと感じております。

平成26年度は、第6期まちづくり計画の初年度であります。

まちづくりのテーマである「みんなでつくる！笑顔あふれるまち」を目指して、「まちづくり基本条例」の理念である「住民との協働のまちづくり」を基本に、健全財政の維持に努めつつ、計画に基づいて各施策を着実に実行し、「住んでみたい、住んでよかった、ずっと住みつづきたい村づくり」のために、全力で村政にあたる所存であります。

さて、我が国においては、東日本大震災からの復興、人口の減少と高齢社会の進行、危機的な財政状況など、多くの課題に直面しております。さらにはTPP交渉の行方など、先行きの不透明感が高まっています。

このような情勢の中で、経済の再生を図るため、国を掲げた取り組みが進められており、本村においても、その対策が実感できるよう、各事業を推進するとともに、優れた資源、魅力、地域力を活かし、まちづくりを進めてまいります。

最初に平成26年度予算の概要について申し上げます。

平成26年度の地方財政対策については、地方交付税等の一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保し、地方交付税は25年度比1.0パーセント減で、臨時財政対策債については、前年比9.9パーセント減となっております。

平成26年度予算では、地方交付税は16億200万円、臨時財政対策債は1億6,500万円、総額約17億6,700万円、前年比2.7パーセント増とし、今後想定される事業の財源を留保しております。

26年度は、第6期まちづくり計画の初年度として、これまでの最重点施策である子育て支援施策や定住化促進施策をはじめ、暮らしに直結する安全・安心な生活の質的向上を目指した予算を編成いたしました。

健全財政を維持しながら、限られた財源を効果的に執行し、効率的な行財政の推進に努めてまいります。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第6期まちづくり計画の5本の柱に沿って申し上げます。

第1は、「みんなで歩む協働のまち」であります。

まちづくりの主役は村民であるという認識のもと、みんなで考え、みんなで汗を流し、協働を通して村民目線に立った施策と村民主体のまちづくりを展開してまいります。

議会においては、開かれた議会を目指し、村民の村政への関心を高めるため、インターネットによる議会中継及び録画の配信を開始します。

まちづくりでは、ふるさと活性化基金を活用して小規模起業支援事業を創設し、村民や事業所の新たな事業活動を支援してまいります。

この3月に開講するまちづくり塾については、まちづくりに関心を持ってもらい、次代を担う人材を育成するため、2年間のカリキュラムで実施してまいります。

広域連携では、消防救急デジタル無線の共同整備工事、消防広域化の推進、定住自立圏による職員研修への積極的な参加などに取り組んでまいります。

広報なかさつないは、広報モニターの意見を参考にしながら、親しまれる紙面づくりに努めて参ります。

また、リニューアルしたホームページやメール配信システム、情報無線による迅速で的確な行政情報を提供できるよう取り組んでまいります。

このほか、ホットメール、政策提言箱、情報宅配便、地域担当制、行政区長会議、村おこし懇談会、各種団体との懇談会などを積極的に活用し、情報の共有と住民参加に努めてまいります。

職員の資質向上については、政策形成能力を高め、時代の変化に対応できる人材を育成するため、人材育成基本方針に基づく取り組みや職員の心身の健康管理に取り組んでまいります。

男女共同参画については、講演会等の開催、広報やホームページ、標語・川柳の公募などを通じて啓発に努めるとともに、審議会等各種委員における女性の割合を増やし、すべての事務事業において推進してまいります。

住民サービスの向上を目的に、北海道から権限の委譲を受け、10月から本村窓口においてパスポートの申請受け付け及び交付を開始してまいります。

第2は、「健康で人にやさしいまち」であります。

住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービスの充実が求められるのと同時に、

地域住民を主体とする支え合いの仕組みづくりが求められています。

また、女性の就労の増大やライフスタイルの変化などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの健やかな成長が危惧されています。

少子化・子育て支援対策として、これまで取り組んできた保育料の軽減・無料化、中学生までの医療費扶助など、村独自の特徴ある施策は、その効果が現れ始めていることから、継続してまいります。

健康づくりは、日常生活における自らの認識と自主的な実践を基本としながら、各種健診事業や健康づくりの実践活動を展開し、「いきいき元気なかさつない中札内村健康増進計画」に基づき、健康づくりを総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

虫歯予防対策については、中札内きらきら保育園、上札内保育園の4、5歳児を対象に保護者の意向を確認してフッ化物洗口事業を継続してまいります。

予防接種については、定期接種となったヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンなどの無料接種を継続実施するとともに、高齢者の肺炎予防を図るため、75歳以上の方を対象とした23価の肺炎球菌ワクチンの接種助成を拡大してまいります。

国民健康保険関係ですが、「事業健全化運営の指針」に基づき、事業の円滑な運営を図るとともに、平成27年度を初年度とする第2次指針の策定に取り組んでまいります。

国保特定健診については、健診の必要性を理解していただくため、行政区などに出向いて説明するとともに、未受診者に対して家庭訪問や電話による勧誘を実施してまいります。また、受診後の特定保健指導の実施に合わせ、若い世代から後期高齢者までの生活習慣病の改善を目指した健診や各種健康教室などを実施してまいります。

各種がん検診については、積極的に受診を促し、検診により早期発見・早期治療につなげ、重症化予防に努めてまいります。

特に、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、肝炎ウイルス検査については年齢を特定して、対象者の方に検診費用が無料になるクーポンと検診手帳を送付し、受診促進を図ってまいります。

30歳以上の方を対象とした脳ドックについては、費用の一部を助成し、脳血管疾患の早期発見・早期治療に役立ててまいります。

高齢者福祉施策であります。本村の人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、平成26年1月末現在25.8パーセントを占め、高齢化の進行は遅いものの、年々着実に進んでいます。

高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して自分らしい生活が継続できるよう、高齢者の状態の変化に応じて、地域福祉サービス、医療や保健サービス、介護サービスなどが適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係についてですが、介護予防に重点を置き、介護を必要としない健康な高齢者として過ごせるよう、継続的な支援体制を整備するとともに、介護や支援が必要になった場合も安心して生活が送れるよう、必要なサービスを提供してまいります。

また、高齢者を地域が支える体制の構築については、社会福祉協議会と連携して推進してまいります。

今年度は、第6期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定にあたり、現状を把握し課題を見極めて新たな計画を策定してまいります。

地域包括支援センターは、高齢者の生活を支える総合機関として、その重要性は増しており、高齢者への必要な援助や支援の提供に一層心がけてまいります。

自己による判断が不十分な高齢者などを対象に民法で定める成年後見制度の利用を支援するための助成及び啓発活動を継続してまいります。

また、専門職以外の後見人を地域で確保するため、市民後見人養成講座を南十勝4町村及び幕別町と共同で開催し、人材養成に努めてまいります。

障害者福祉については、障害者総合支援法が昨年度より施行されていますが、多くの課題は、施行後3年を目途に検討するとなっていることから、国等の動向を把握しながら第3期中札内村障害福祉計画に基づき、自立支援給付や、市町村の必須事業である相談支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。

南十勝子ども発達支援センターについてですが、本村の利用者も増える傾向にありますので、適切な運営ができるよう支援してまいります。

母子保健対策では、母子の健康を確保するとともに経済的な負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の費用を助成するとともに、医療保険が適用されない高額な不妊治療についても、助成を実施してまいります。

子ども・子育て関連3法に基づき、子どもを産み育てやすい社会を形成するため、平成27年度を初年度とする子ども・子育て支援事業計画を策定します。

保育園関係ですが、中札内きらきら保育園の平成26年度の入園希望者は120人、上札内保育園は10人となっており、運営にあたっては見守る保育の充実や質の高い保育サービスの提供に心がけるとともに、保護者が積極的に運営に関われるよう取り組みを具体化してまいります。

放課後児童クラブ関係ですが、中札内放課後児童クラブは、受け入れ学年を4年生までとして、平成26年度の申込者が55人、上札内放課後児童クラブは6年生までの受け入れで10人の申し込みとなっております。

保健センターの入浴についてですが、これまで同様に福祉目的として対象者を限定して、週3回実施してまいります。

更別村温泉の利用助成については、65歳以上の方や障がい者を対象として入浴料金の助成を継続してまいります。

食育の推進については、中札内村食育推進計画に基づき、それぞれの生活ステージに応じて、様々な経験を通じて食に関する知識と、食を選択する力を習得する「食育」を推進します。

このため、健康教育や栄養相談を行うとともに、食生活改善推進委員の協力を得て保育園や学校で調理実習を通じて地産地消を実践し、食育の充実を図ってまいります。

労働対策についてであります。引き続き冬期間の雇用対策事業を実施するとともに、帯広・南十勝通年雇用促進協議会との連携のもと相談窓口の開設や、技術の習得のため各種講習会への参加を促し、通年雇用に結びつくよう努めてまいります。

第3は、「人と文化を育むまち」であります。

教育は、地域社会の活力や発展の基礎として、あらゆる世代の人材育成に努めながら、人と人がふれあい、文化を育み、生きがいをもって暮らせるまちづくりを目指してまいります。

未来を担う子どもたちは、あらゆる可能性を秘め、これからの新しい時代を切り開いていく大きな力であり、子どもたちが健やかに成長できるよう、学校施設の整備や教育環境の充実、読書活動の推進、国際交流をはじめとする交流事業の推進、北の大地ビエンナーレの開催や芸術文化活動の推進、生涯学習の推進、学校給食における食育の推進など、積

極的に取り組んでまいります。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は、「活力あふれる産業を育むまち」であります。

本村の農業は、安全・安心で良質な食料の安定的な供給をはじめ、環境の保全、景観形成など多面的な機能を持つほか、製造・小売業や観光など他産業との結びつきにより、地域の基幹産業として最も重要な役割を担っており、中札内村農業発展方策に基づいて、農業関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら各種施策を推進してまいります。

重要な局面を迎えているTPP交渉については、重要品目の聖域確保など国会決議を踏まえ、国益を守り抜くことを関係機関・団体と連携しながら強く求めるとともに、正確な情報を開示するよう、国等に対し要請してまいります。

新・元気な畑づくり事業は、客土、除礫、ポロシリ元気堆肥助成、石礫対策として、ストーンクラッシャー助成を実施してまいります。

地域担い手育成総合支援協議会では、畑作物生産実態調査並びに生産技術改善モニターを設置し、生産技術の高度化及びコストの低減を目指してまいります。

担い手の育成確保は、農業担い手育成センターを中心に後継者対策や実習生の受け入れ、新規就農者に対する支援などを行ってまいります。後継者の配偶者対策については、南十勝町村との共同事業並びに、担い手育成センター主体の婚活支援事業を行い、推進してまいります。

食育・地産地消は、食育推進計画・地産地消推進計画に基づき、安全・安心な地域食材の活用に努め、食育では手づくりごはん楽校など、食を生み出す農について学び、体験することを実施してまいります。

地産地消では、中札内村食の推進パートナー登録制度を推進し、粋匠品の取り扱い店と食の応援団のお店を対象にしたスタンプラリーを実施し、中札内産食材を使った商品の普及に努めてまいります。

環境に優しい農業の展開ですが、堆肥化処理施設において、牛ふんやでんぷん加工残渣物等の適正処理と良質な堆肥づくりを促進してまいります。

また、環境保全型農業直接支援対策事業により化学肥料・農薬の低減などの取り組みを実践する農業者を支援してまいります。

国営かんがい排水事業は、事業の最終年度となり、札内川第2、二期地区の一部配水路敷設工事と通水試験等が実施され、国営かんがい排水事業の全事業が完了予定となっております。

道営担い手畑総事業札内川左岸地区では、暗渠整備、区画整理、畑地かんがい整備に伴う多目的給水栓がそれぞれ施工されます。

豆資料館では、企画事業として豆を使ったオリジナル料理を募集するコンテストを行い、優秀作品を表彰するとともに、レシピを広く紹介し、豆料理に関する関心の向上と健康的な食生活に資することを目的として実施してまいります。

畜産関係では、畜産環境整備リース事業に助成するとともに、家畜自衛防疫組合の防疫事業に対し支援してまいります。

大規模草地利成牧場については、飼料・資材の高騰により厳しい経営環境にありますが、指定管理者である農協と連携して、安全かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

林業関係では、村有林・民有林整備については、森林経営計画に基づき、森林環境保全

整備事業により除間伐、地拵、植栽、下刈を実施してまいります。

有害鳥獣駆除対策については、村内関係団体を構成員とする有害鳥獣等対策協議会を中心に、猟友会や鳥獣被害対策実施隊と連携し、エゾシカやヒグマ、アライグマなどの駆除に引き続き取り組むほか、特に農業被害の大きいエゾシカについては、駆除期間を延長するなど積極的に取り組みます。

商工振興関係であります。商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援をはじめ、商店街の活性化など商工会と連携して取り組んでまいります。

まちなかのにぎわいづくりのため、新たな取り組みなどを調査研究する委員会を設置し、アドバイザーの助言をいただきながら一定の方針づくりに取り組んでまいります。

消費生活対策では、多様化している消費者被害に対応するため、引き続き消費者協会に委託して消費生活相談窓口を開設し、定期相談を行うとともに、研修会の参加、パンフレット等啓発資料の配布を実施してまいります。

観光振興関係ですが、魅力ある地域資源を活かした民間と連携した観光の振興を図ります。

道の駅なかさつないは、新たな魅力づくりの在り方について、これまでの成果と課題を検証し、改善策を検討してまいります。

札内川園地は、豊かな自然を体感していただくため、積極的な情報発信を行うとともに、山岳センターでのレストラン運営は、26年度からは観光協会の直営により飲食を提供してまいります。

花づくりの推進では、花苗の供給、管理作業を行ってきている花づくりの会などと意見交換を行い、これまでの取り組みを維持しながら、花フェスタ2014を実施してまいります。

第5は、「自然豊かで快適に暮らせるまち」であります。

誰もが安全で安心して質の高い生活ができるよう、豊かな自然と生活環境が調和した自然と共生する快適なまちづくりを目指します。

買い物や通院など村内における交通手段の確保のため、地域公共交通会議を設置し、新たな地域交通の調査、検討を行います。

定住対策として、ヴィレッジときわ野の東側隣接地に第3次分譲地として、21区画の宅地造成を行います。

優れた自然環境や美しい農村景観など、恵まれた資源を守り育てていくため、豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例に基づき、村民や企業が景観形成に対して積極的に取り組むための環境づくりや意識啓発に努めるなど、景観意識の向上と美しい景観づくりに取り組んでまいります。

特に、看板広告の在り方などについて、景観まちづくり委員会の意見をいただき、新たな指針づくりを進めてまいります。

地球温暖化対策については、街路灯の省エネ電灯への交換、住宅用太陽光発電システムの導入支援については制度を見直しして取り組んでまいります。

防災体制の強化については、引き続き防災無線のデジタル化を推進するとともに、災害に備え、消防、関係機関と連携し、地域防災組織等の参加による防災訓練を実施してまいります。

役場庁舎、村民体育館の耐震化の手法について、村としての考え方を示しながら、議論してまいりたいと考えております。

道路整備関係であります。ヴィレッジときわ野第3次分譲地内中札内南9丁目環状線道路外2路線の改良舗装工事等の実施と橋梁長寿命化計画による補修工事を杉村橋と豊栄橋で実施してまいります。

村道の維持管理では、道路維持・除雪業務については、引き続き一括民間委託により実施してまいります。

河川管理関係であります。明渠排水は各行政区及び河川愛護組合の協力を得ながら適正な管理に努めるとともに、農地・水・保全管理活動実施地区については、活動組織による草刈や泥上げ等を実施し、良好な維持管理に努めてまいります。

公園緑地の管理であります。自然や緑を十分に生かした、親しみやすい憩いの場として景観に配慮した緑地、樹木等の適切な維持管理に努めてまいります。

定住促進対策であります。引き続き最重要施策の一つとして移住・定住促進対策を積極的に推進し、移住の促進と、中札内らしい緑豊かで美しく安全で快適な居住環境を創出するため、中札内スタイル住宅の普及を目指し、定住促進支援施策のPRと事業の推進に努めてまいります。

村営住宅整備事業であります。公営住宅長寿命化計画に基づきまちなか居住推進のため、中学校教員住宅隣接地に2棟4戸を建設するとともに、泉団地3棟及び上札内東団地4棟の居住性向上改善とめぐみ団地7棟の屋根塗装等のストック改善工事を実施してまいります。

水道事業であります。南札内、中島両浄水場の効率的な維持管理を図り、生活用水及び事業用水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業であります。河川の水質維持及び水洗化の普及促進に努めるとともに、効率的かつ良好な維持管理に努めてまいります。

浄化センターの機器類が耐用年数を迎えることから、安定した浄化機能を維持するため、下水道施設長寿命化計画を策定してまいります。

また、ヴィレッジときわ野第3次分譲地上下水道新設工事を実施してまいります。

飼い犬のふん害、空き缶のポイ捨て、ごみの不法投棄防止対策については、継続して看板や広報紙などによる周知、啓発に努めるとともに、クリーン中札内の実施など環境美化に対する住民意識の高揚を図ってまいります。

ごみ処理については、ごみと資源の分別パンフレットを活用し、ごみステーションにおける可燃・不燃ごみ等の分別や排出ルール住民周知に努めてまいります。

中札内墓地については、残区画数が減少していることから区画拡張整備により新たに24区画を造成してまいります。

以上、平成26年度の村政に臨む所信の一端を申し上げましたが、中札内村には人を引き付ける素晴らしい魅力と資源があります。

私に与えられた使命は、開拓からこれまで築き上げられた素晴らしい礎を発展、継承していくことだと思っています。

村民が、誇りをもっていきいきと活動できる環境をつくり、村民の皆さまが安心して心豊かにいつまでも住み続けたいまちをつくるため、知恵を出し、汗をかき、力を合わせて全力で村政を推進していく所存であります。

議会議員の皆さま、並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信といたします。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をしたいと思います。

教育委員会、それから農業委員会の執行方針の説明については、休憩後に開会をしたいと思いをします。

15分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時13分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思いをします。

行政執行方針を続けさせていただきます。

続いて、教育行政執行方針ということで、杉江教育委員会委員長、お願いをいたします。

（杉江茂教育委員長登壇）

○教育委員長（杉江茂君） 平成26年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、教育は、地域社会の活力や発展の基盤であり、社会の変化に対応してそのあり方を見直し、少子高齢化に加え、グローバル化や情報技術革命、地球環境問題などの時代の変化に主体的に対応し、地域の持続的発展や新しい時代を築き上げていく、先見性、創造性、チャレンジ精神に富む人材を育成することが不可欠であります。

こうした認識の下、子供たちが社会の中で義務と責任を果たす人となるよう、家庭、学校、地域社会との教育的機能の連携・協力を図り、生きる力を培う知・徳・体を育むためのバランスのとれた総合的教育の充実のため、引き続き努力してまいります。

生涯学習の観点では、村民一人ひとりが豊かな生活を送るため、文化とふれあい、生涯にわたり学ぶことができ、その成果を活かす環境づくりを進めてまいります。

以下、主要な事項について申し上げます。

学校教育では、子どもが変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎的、基本的な知識、技能やそれらを活用できる力である確かな学力を身に付けること、そして、心豊かで心身ともに健康で逞しく生きていくために必要な資質や能力、いわゆる生きる力を育むための教育活動の充実が大切です。

新年度も中札内村学校教育推進基本指針の基本目標である、豊かな人間性を育むことを重点に取り組んでまいります。

一つめの重点目標は、「新しい時代を切り拓く力の育成」です。

生きる力の知的側面である確かな学力の向上を図るため、子どもの学習状況に応じ、「わかった」「できた」という結果を明確にした集中力のある授業の充実や、家庭における学習習慣や生活習慣の定着が大切です。

そのため、全国学力・学習状況調査結果を受け、課題抽出による学校ごとの改善プランを作成し、結果を効果的に分析するとともに加配教諭の効果的活用による少人数学級・習熟度別学習の実施、長期休業中の学習支援、家庭学習の習慣化などに取り組んでまいります。

社会の変化に対応する力を育成する教育では、子どもが自己の良さや可能性に気づき、夢や目標に向かって、よりよく生きていこうとする逞しい力を身に付けるための取り組みを推進してまいります。

主な取り組みとして、英語講師の各学校への派遣による生きた英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、アメリカ、エルマ市との国際交流派遣事業研修を教育

課程に位置付け、中学校第2学年全生徒を対象とし国際理解教育の実践を行います。

情報教育では、ICT機器の活用による教育をより一層充実させ、情報社会の中で主体性や創造性を発揮できる力の育成を図ってまいります。

また、防災への意識が高まる中であって、防災教育では、災害発生時に子どもたちが的確に行動できるよう、地域の自然条件などを踏まえて、防災教育の更なる充実を図ってまいります。

特別支援教育の推進では、子どもが自らを見つめ生き方を考えていく自立性や、社会参加のために必要な知識や技能等を身に付けるため、障がいのある児童生徒個々の教育的ニーズに応じた適切な学習計画に取り組みます。

また、幼児期からの就学に向けた支援や小中連携のため、庁内連携による特別支援連携協議会の機能活用による支援体制の充実を図るとともに、特別支援学校である中札内高等養護学校所在地であることでの連携により、障がい者に対する地域理解を深める啓発にも努めてまいります。

二つめの重点目標は、「豊かな心と健やかな身体の育成」です。

地域の素材を活用し、豊かな人間性と感性を育む教育では、学校支援ボランティアなど、地域の人々の力添えと施設等の活用により、郷土を愛し、ふるさとを大切にする教育や、豊かな人間性や社会性を養う交流、体験事業の取り組みを行います。

いじめについては、人として絶対に許されないという強い認識に立ち、教職員一人ひとりが子どもとの普段からのコミュニケーションを大切にし、小さなサインを敏感に受け止め、未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、スクールカウンセラーの配置による予防的な教育相談や学校が一体となった取り組みを支援し、いじめの実態調査や学校対応状況の把握など、教育委員会も積極的に関わり、緊張感をもってその責務を果たしてまいります。

また、規範意識や倫理観、自他の生命を尊重する心を育むため、教育活動全体で組織的な道徳教育の充実に取り組んでまいります。

健やかな身体の成長を促す教育では、発達段階に応じた健康や体力の向上を目指した運動と、基本的な生活習慣や正しい食生活の確立を図っていく必要があります。

このために、健康、体力の向上を目指した運動機会の充実や、自発性、自主性を高め運動能力の向上を図る部活動やスポーツ少年団活動の支援に努めてまいります。

また、心身の発達に関する教育の充実のため、中札内小学校に学校栄養職員からの転換による栄養教諭を新たに配置し、食に関する指導推進の中核的な役割を担うとともに、小中3校での食の指導計画に基づく給食指導や食育授業の充実を図ってまいります。

三つめの重点目標は、「信頼される学校づくり」です。

学校教育の基盤である保護者や地域住民との信頼関係の大前提である子どもたちの手本となるべき教職員であるため、服務規律遵守徹底や体罰根絶の指導などに取り組んでまいります。

開かれた学校づくりでは、地域参観日の開催や地域向け学校だよりの発行により、外部への学校の説明責任を果たすとともに、学校評議員制度の効果的活用や保護者・地域住民が学校経営に参加する体制を充実させるなど、地域との協働による学校づくりを進めてまいります。

また、コミュニティスクール事業による地域の学校経営への参加について、道内先進地視察を行うなど、研究を進めてまいります。

特色ある学校づくりでは、地域の特性を生かし、地域の自然や伝統文化、芸術活動を活かした教育活動のため、学校ごとの創意ある教育課程の編成に努めます。

学校力の向上を図る学校づくりでは、管理職のリーダーシップによる、自主的、組織的な学校づくりの推進や教職員の資質、能力向上を目的とした教職員評価制度の活用、新しい時代に対応する視野の拡大、専門性や実践的指導力向上を図るため校内研修の開催や各種研修事業への参加を促します。

また、教職員が地域理解を深めるとともに、地域活動へ積極的に参加するよう奨励してまいります。

四つめの重点目標は、「地域全体で子どもを守り育てる体制づくり」です。

地域で子どもたちを育てる環境づくり、学社融合による教育活動の推進では、地域、家庭、学校が一体となったネットワークづくりや学校支援ボランティアの活用、大人と子どもとの交流事業などの拡充を図ってまいります。

また、学校とPTA、子ども会、教育関係者などとの密なる連携により、長期休業中の体験活動や社会教育プログラムをより充実させ、生きる力を育む活動と環境づくりを進めてまいります。

以上、中札内村学校教育推進基本方針に基づく新年度の重点事項として取り組んでまいります。

次に、学校施設等整備では中札内中学校の環境改善を主とした大規模改修工事を実施いたしますが、授業に支障を及ぼさないよう工事工程に意を配し、3学期からの一部供用開始を目指し事業を取り進めてまいります。

また、中札内中学校総合文化部の中で活発化している吹奏楽活動をより推進するため、楽器の補充による活動環境の充実を図ります。

教育支援事業関係では、準要保護扶助は、認定基準を新年度も旧生活扶助基準適用での拡大適用を継続いたします。

永井明奨学基金は、今後一層の適正活用を推進し、経済的支援に努めてまいります。

スクールバス運行については、利用する児童生徒のために、安全で効率的な運行に努めるとともに、住民の日常生活利便のため、引き続き余席利用による混乗を行ってまいります。

次に学校給食ですが、地場産の素材を使ったふるさと味覚給食や季節ごとの行事食の提供を行うとともに、地場食材の理解と愛着を深めるための生産者との交流事業や、栄養士の学校訪問による食育活動に取り組んでまいります。

また、今年度から給食センター機器トラブル等の備えとして非常食の備蓄を行っておりますが、学校防災教育の一環として備蓄食材を活用した防災給食の提供を行います。

給食費は、消費税の引き上げに伴い、現状の給食内容を維持するため、1食当たり小学校で7円、中学校で8円の値上げ改定を行います。

社会教育では、村民の皆さまが豊かな生活を送るためには、生涯を通じ積極的に学び、その成果を生かす環境づくりを進めていくことが大切です。

また、地域全体の再生や連帯感が求められている今日、社会教育が生涯学習推進の中核的な役割を果たすと考え、新年度が1年目となる第7期社会教育中期計画に基づき、学習機会の提供や団体・指導者の養成、施設整備、情報提供、相談体制などの充実とともに、学習の成果を活かせる場や機会の提供を図ります。

また、住民の多種多様な学習ニーズに対応するため、行政内連携の強化、学校や家庭、

地域社会、民間企業や近隣市町村などとの連携や協力体制の構築を推進してまいります。

少年教育では、各種体験学習や世代間交流、文化の異なる国内外の地域との交流を通して、新たな自己の可能性の発見や自立心、責任感、他を思いやる気持ちなどの健全な心身の育成を図るため、通学合宿やジュニアアウトドアなどの体験事業を実施してまいります。

生き生き自然体験隊は、平成26年度は南砺市福野地域から小学5、6年生を迎え入れます。

高校生世代には、同世代の仲間との交流を深め、次代のまちづくりを担う重要な世代であることの自覚を促し、地域活動に関わりをもつ機会として、村が実施する社会教育事業へのサプリーダーとしての参加を促してまいります。

成人教育では、地域課題に対応した学習機会の提供と、自主的学習活動への支援を行うとともに、社会教育団体の自主活動や女性の学習団体の育成など、生涯学習活動の活性化に努めてまいります。

また、地域の人材や指導者の育成、発掘に努め、生涯学習活動を支える活動を促してまいります。

高齢者教育では、生きがいを感じ心身ともに充実した生活を送るため、ポロシリ大学による学習機会の提供や、若年世代との交流の中で、これまで学んできた豊かな経験や知識を還元する機会を確保してまいります。

家庭教育では、家庭教育講演会の開催を行うほか、村民かるてっくでの自主的な学習への支援や学習者のグループ化による活動の活性化を進めるなど、家庭での教育力の向上を支援してまいります。

また、共育の日関連事業の実践により、地域の教育力を結集し、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めてまいります。

芸術文化では、郷土芸能や文化団体の活動の活性化と後継者育成支援に努めるとともに、アートの村づくりのため、優れた芸術文化にふれる機会の充実を図ってまいります。

また、文化祭やアミューズ・シアター芸術鑑賞会の住民主体による実施や、学校舞台芸術鑑賞の広域連携による拡充など、芸術文化の村民総力による鑑賞機会の提供に努めてまいります。

新年度は、第10回全国絵画公募展、北の大地ビエンナーレの募集年度となりますが、実施の目標回数としておりました第10回目を迎えますことから、これまでの取り組みの成果の検証と今後の事業の在り方について検討してまいります。

文化財保護では、郷土に対する理解を深めるため、次代に伝えるべき重要な文化財の保護に努めるとともに、からまつ館郷土資料の活用を具体化してまいります。

図書館事業では、図書館は生涯学習を進める拠点施設として重要な役割を担っていることを認識し、情報の収集や自己の学習の場として、そして、いつでも気軽に利用できる生涯学習の場や情報発信の源となるよう、蔵書や図書館事業の充実など、一層のサービス向上に努めてまいります。

また、中札内村子どもの読書活動推進計画の具現化のため、読書推進協議会構成組織の一層の連携により、学校図書館や保育園、学童保育での読書活動の支援や連携事業を進めてまいります。

スポーツ振興では、年間を通して誰もがスポーツを気軽に、楽しく親しみ、スポーツを通じた交流によるコミュニケーションづくりの環境が創出できるよう、関係団体への支援や連携・協力による活動を推進してまいります。

また、レクリエーションスポーツを通じて、活力ある生活を送るための健康維持・向上を図り、村の医療費軽減に寄与するなど、成果として現われる生涯スポーツの振興に努めてまいります。

中札内交流の杜は、新年度も引き続き日本クラブユースサッカー選手権大会アンダー15の大会会場としての決定を受けております。

全国へ中札内村を発信する良き機会として、継続的に開催されるよう誘致に努めるとともに、村内外のスポーツ交流と文化活動促進のため、良好な施設の維持管理と合宿誘致や利用推進に力を注ぎ、村経済の活性化に寄与するとともに、村民のスポーツ・文化活動施設としての利用増進に努めてまいります。

上札内交流館は、地域の活動拠点としての活用はもちろん、リニューアルに伴う宿泊機能の充実や利用対象拡大などを村内外へ積極的に周知し、地域のにぎわいに寄与できる施設となるよう努めてまいります。

以上、平成26年度の教育行政執行に関する主要方針について申し上げましたが、本村教育の充実発展を目指すことが教育委員会に課せられた責務であり、村民の信頼と期待に応え、活力ある教育行政を推進するため教育関係者と連携を深め誠心誠意努力してまいります。

議会議員並びに村民の皆さまの、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、所信といたします。

○議長（高橋和雄君） 次に、農業委員会執行方針として、山田農業委員会会長、お願いをいたします。

（山田英雄農業委員会会長登壇）

○農業委員会会長（山田英雄君） 平成26年度農業委員会所管の行政執行について、その方針を申し上げます。

本村の農業は、恵まれた土地条件を生かし、小麦、馬鈴薯、てん菜、豆類などの畑作4品に加え、えだ豆や長いもなどの高収益作物の導入を進めるとともに、地域循環型農業を推進し、有機農業の村宣言を行い、農畜産物の安全・安心への対応、クリーン農業への取り組みなどを積極的に行い、食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たして来ております。

政府は、攻めの農林水産業、農業・農村所得倍増10カ年戦略を掲げ、成長戦略に沿った農業改革に取り組んでいますが、TPP協定交渉の動向によっては、地域農業に壊滅的な打撃となることが懸念され、交渉過程も不透明であることから、農業関係者はもとより村民も大きな不安を抱いております。

また、農政改革の柱とする農地中間管理機構の創設や経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の創設などが推し進められるなど、農業者を取り巻く情勢は、急な農政転換に先行きの不安を抱いております。

このような中、本村農業委員会は、担い手への農地の利用集積、農地を守る活動などを推進してまいりましたが、関係法令及び中札内村農業の発展方策に基づき、農業委員会の果たす役割を認識し、農業・農地政策に関して関係機関・団体と連携し、各種取り組みを推進してまいります。

以下、平成26年度の主要な業務について申し上げます。

担い手への農地の確保、効率的利用について。

農業生産の基盤をなすとともに、食料自給率向上の基礎的条件となる優良農地の確保と

その有効利用対策は、農業委員会の専属的かつ中心的業務であることを再確認し、農地法等法令業務の厳正、的確な推進とあわせて、認定農業者等の担い手に対する農地の利用集積の推進、土づくりや土地改良事業の推進のほか、遊休農地の解消・遊休化の未然防止などの対策を一層推進してまいります。

担い手の育成対策の推進について。

地域農業を支え、そして農地を守るためには、将来の担い手となる農業後継者の育成確保とその配偶者対策の積極的な推進を図る必要があります、農業担い手育成センターを中心に関係機関、団体、南十勝町村との連携を強化し対応してまいります。

農業者年金の加入促進について。

農業者年金は、農業者の福祉向上とともに、認定農業者等の担い手に対する支援などの目的を持つ政策年金であることを踏まえ、加入促進に向けた研修、啓発や各種相談活動を積極的に展開してまいります。

地域に根ざした農政活動の推進について。

農業・農業者の公的代表機関である農業委員会として、農業者の意見や要望等を行政等関係機関に伝えるため、意見の公表や建議等の取り組みを行うなど、地域に根ざした農政活動を推進してまいります。

情報提供活動の強化促進について。

農業者に対して、農業を巡る情勢等に関する的確な情報提供を行うとともに、農業委員会の活動と役割について理解を深めてもらうため、情報提供活動の強化を図ることが必要であります。

そのため、農業委員会だよりの発行をはじめ、ホームページを活用し、農業委員会総会議事録の公開、活動計画などの公表を行い、積極的な情報提供を行ってまいります。

地産地消や食育の推進について。

中札内村食育推進計画、地産地消推進計画を基本に、生産者と消費者の結びつきを強め、地域で生産された食材を地域で消費する地産地消の推進や、農業を基幹産業とする本村において、次代を担う子供たちが農業への理解を深めることは重要なことで、村、教育委員会などと連携を図り、地域農業の姿と地域の伝統文化、食生活等を伝える食農教育を推進してまいります。

都市と農村の共生・交流の促進について。

村の持つ魅力ある資源を生かし、農業や農村、自然体験を通じて交流を促進し、都市と農村が共生する社会の形成と、農業や地域の振興につながるよう、消費者、生活者の交流促進を図ってまいります。

農業委員、事務局職員の資質の向上について。

農業委員会組織の効率的な運営が求められる一方、新たな農地制度の運用等に関して、許可事務などの厳正な執行と事務処理についての客観性・透明性の確保が求められ、農業委員会組織の体制強化と、農業委員、事務局職員の資質向上が不可欠です。

また、農地、農業者年金、税務、農業生産法人などの関係諸制度や、農業関連施策など幅広い見識を持って農業者との相談活動を行うためにも、研修活動の推進が重要です。

このため、各種研修活動への積極的な参加や、関係情報誌の活用等を図ってまいります。

以上、主要な方針を申し上げましたが、農業委員会活動を一層強化し適正な推進を図る所存でありますので、議会議員並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） これで各執行方針の説明は終わりました。

◎日程第8 請願第1号 特定秘密保護法の廃止を求める請願

○議長（高橋和雄君） 日程第8、請願第1号、特定秘密保護法の廃止を求める請願を議題にいたします。

ただいま議題となっています請願1件については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し報告をお願いいたします。

◎日程第9 議案第1号 南十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について

◎日程第10 議案第2号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第9、議案第1号、南十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について、日程第10、議案第2号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、南十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約に基づきまして、広尾町、大樹町、更別村及び中札内村で共同設置し、運営しております南十勝障害程度区分認定審査会ですが、今般この共同設置規約について、障害者総合支援法の施行に伴い、共同設置規約の一部変更が必要となりました。

このため、共同設置規約の一部変更の協議に関し、地方自治法第252条の7第2項に基づき変更しようとするものです。

あわせて、関連する委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例についても改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を岡田福祉課長、お願いをいたします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー15番、議案関係資料の1ページをお開きください。

はじめに、南十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について説明させていただきます。

1ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

平成26年4月から、障害者総合支援法により、障がい者の心身の状態を総合的に表す障害程度区分を、障がい者の障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる

標準的な支援の度合いを表す障害支援区分に改められることになりました。

このことにより、共同設置規約の中で用いております表題及び第1条、さらに第2条の障害程度区分認定審査会を、障害支援区分認定審査会に改めるものでございます。

続いて、2ページをお開き願いたいと思います。

この改正に関連する委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例についても、機関等の中にある南十勝障害程度区分認定審査会を、南十勝障害支援区分認定審査会に改めるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑がありましたら、出してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号、南十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号 中札内村村民栄誉賞条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第11、議案第3号、中札内村村民栄誉賞条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

新たに村民栄誉賞条例を制定し、村民に明るい希望と活力を与え、本村の名声を高めた顕著な功績があった方の栄誉を称えるため、制定するものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（高桑浩君） 補足して説明いたします。

議案8ページをご覧ください。

第1条は、条例の目的ですが、村民に明るい希望と活力を与えるとともに、本村の名声を高めることに顕著な功績があった者に対し、その栄誉を称えることとしております。

第2条は、村民栄誉賞の授与についてで、村民栄誉賞及び村民特別賞は、本村出身者または本村に関係の深い個人もしくは団体で、文化・スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著なものとするものです。

第3条は、選考及び決定についてで、表彰条例に規定する表彰選考委員会に諮り決定するとしております。

第4条は、表彰の方法について、表彰盾・金品の授与としております。

第5条は、表彰の時期を随時とするものです。

条例の施行日は、公布の日としております。

なお、村はすでに表彰条例があり、この条例に基づく奨励表彰は施行規則で全道大会及び全国大会で優秀な成績を収めた者と、世界大会に出場し他の模範となる者と定めていますが、これを超え、世界で顕著な成績を収めた者を想定しております。

第2条で、村民栄誉賞と村民特別賞がありますが、村民栄誉賞はスポーツ、芸術、科学、その他の文化活動において、世界的な大会等で上位の成績を収めた方及びこれらの功績と同等と認められた方。

村民特別賞は、同じく世界的な大会等において活躍された方及びこれらの功績と同等と認められた方を表彰対象者として想定しております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、1点お聞きをしたいというふうに思います。

本条例の制定については、私も同感であります。ちょっと調べてみると、4年前に石澤選手がバンクーバーオリンピックに出場したときにも、この本会議で村民栄誉賞等の創設について議論がなされ、他の町村の実態も調査する中で検討したいというふうに述べられております。

それで、私も今回他町村の実態を調べてみましたが、オリンピック出場の際は一本立てということで村民栄誉賞を授与している実態がございます。

そこで、本条例の第2条で村民栄誉賞及び村民特別賞ということで、今、法則もありません、ちょっとわからないところもあるのですが、二本立てというふうになっております。

補足もありますけれども、村民特別賞ということにつきまして、もっと具体的に、どういう功績があったときに授与する想定をして規定をしているのか。

わかりやすく説明をお願いをしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 特別賞について、具体的な事例を挙げてくださいということです。
高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 村民栄誉賞と特別賞の区分ですけれども、具体的なものはございません。

スポーツですと、明確に順位が決まったりするわけでわかりやすいかもしれませんが、それ以外の文化活動ですとか、科学技術とかその他の功績については中には順位の決まらないものもありますので、そういった意味で、その都度、この表彰委員会に諮って、ご意見をいただいた上で最終決定したいということで、現段階では、いわゆる内規的なところまでは考えておりませんで、今後、案件が発生した都度、表彰選考委員会のご意見を聞いて判断すべきと考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） ちょっとぼやっとしておりまして、最終的に表彰選考委員会の意見も聞きながら、これらについて振り分けをしたいという、そんなお話なのですが、私はこのオリンピック出場ということで、子どもたちに将来の夢、あるいはまた希望を与えたということ等々いろいろあるわけですが、郷土の誇りとなる輝かしい活躍した選手に授与するということでありまして、今補足でも、スポーツには順位がありということで、どうも1位とか、オリンピックで言えば金銀銅あるいは入賞は8位まで。それ以降は9位、10位、20位とかっていろいろあるというふうに思うのですが。

この村民栄誉賞にそういった順位あるいはまた格差を、私としては付けるべきではないのではないかというふうに思っておりまして、ここら辺について、冒頭私も言った通り、他町村、数で言いますと3町村の実態の調査をいたしました。

その結果、栄誉賞のみのということで一本立てになっているわけで、いわゆる日本の代表ということで中札内村の誇りを持って世界に出て行くわけですが、そのことが栄誉であって、結果として入賞したり、金銀銅という結果なのですが、出場した上、いわゆる金メダルまで、スポーツで言えば、そういう結果になろうと思うのですが、出場する自体が栄誉であるものですから、そういった順位等々付けないで、ぜひ出場した選手については、スポーツの場合は。

村民栄誉賞一本に絞って、賞を授与して、大いにこういった子どもたちの夢を与えて、郷土の誇りということで、村民一丸となって贈呈をしていくべきだというふうに思いますので、そこら辺の見解について伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 特別賞がなくて、栄誉賞一本でいいのではないかなというようなご意見だと思いますが、その辺に対してどうでしょうか。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時57分

○議長（高橋和雄君） それでは、暫時休憩を解きたいと思います。
高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 黒田議員から、今、スポーツに関してのご意見だと思いますので、そのご意見につきましては、3月10日に表彰選考委員会を開くことでご案内をしておりますので、委員会の中で議会審議の中でこういうご意見があったということをお伝えをしまして、十分審議をしていただきたいと思いますと考えております。

スポーツ以外の部分については、非常にさまざまな分野で順位の付かないものがありまして、例えば、芸能の分野で中札内村の出身ということで名声を上げた方などは、順位が付かないものもありますので、栄誉賞一本ということではなくて、村としては特別賞も含めて、この栄誉賞条例を定めたいという考え方であります。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 最後の質問になるのですが、言ってみれば、スポーツだけでなく、言われる通り、文化もあるわけですから、いろんなことが想定できるということで、村民特別賞ということでは、今後いろいろな対応できるからいいのかなというふうに思うのですが、私が発言したのは今回のオリンピックのことに絞って言っているのですが、そういう順位いろいろあるかと思いますが。

今後も金メダルを取る人が出てくるかもしれないのだけども、出場することが栄誉であり、それを郷土の誇りとして村民こぞって贈呈すべきだということなんです。

今あった通り、表彰委員会で十分こちらの議論あったことを伝えて議論するということですから、その趣旨をきちっと伝えていただいて、十分の表彰選考委員会での審議をお願いしたいものだなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として捉えておいてよろしいでしょうか。

そういうことで、ご意見として処理させていただきたいと思います。

そのほか、ありますか。

ちょうど12時になりましたので、これ以外の質疑は午後からさせていただきたいなと思います。

1時まで暫時休憩をさせて下さい。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

中札内村村民栄誉賞条例に関して、引き続き質疑をもらいたいと思います。

質疑はありませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今回、対象者であるお二人の活躍、大変村の知名度アップ、あるいは子どもたちに夢を与えたという面では大変うれしいことだし、今回この条例についても大変結構なことだと思っております。

ただ、もっと早くあってもよかったのかなというそんな気がしておりますけども。

先ほど来、この議論で黒田議員の質問等にもありましたけども、この栄誉条例の中身として、特別賞の在り方と、それと奨励賞の在り方。こちら辺についても、私個人としてやっぱり差別をすべきでない。やっぱり参加することに意義があるというのかな。

そんなふうにもちょっと思っていて、先ほど聞いておりました。

ちょっとどうかかなと思ったのは、これから選考委員会で決まっていくということですけども。

通常、この種の条例をつくった場合に対象の基準、それらの要項というか基準があって、こういう条例もあって、そういう中で選考委員会がそれに基づいて選考していくものかなというふうに僕のイメージとしてはあるのですけども、先ほどのやり取りを聞いていると、基準についてはこれからつくるのかな。選考委員会の中で検討してもらうような、先ほどの答弁ありましたけども、やはり村としてそういった基準をきちっと示しながら、やっぱり選考委員会にかけていくというのが本来の姿でないかなというふうに、先ほど来ちょっと聞いておりました。

そういう面では、選考委員会までそう時間もないのですけども、そういう面で村としての基本的な基準というのもつくっていく必要があるのかなというふうに思いますけども、そこら辺の考え方があるのかどうなのか。

考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 村としての荣誉賞と特別賞の基準については、先ほど補足説明でご説明をしたことでありまして、10日の選考委員会でも、その基準案については十分論議をしていただく予定ですけれども、例えば、スポーツであれば、順位までについては、今の案としては示す考えはなくて、文言で荣誉賞と特別賞の区分をお示ししようかなと考えているところであります。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 先ほど説明はちらっと受けたのですけども、村としてのきちっとした基準はこれからつくって、選考委員会の中でその中でも論議してもらうという今の意味でしょうか。

ちょっと確認なののですけども。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 村として選考委員会の会議の中で、いわゆる内規的な選考基準、やはりある程度の基準がないと選考委員会としても判断の材料がないということでしょうから、荣誉賞についてはそれぞれの分野でこうこうと、特別賞についてはそれぞれの分野でこういう基準というような案を審議をしていただいて、一つの基準についてまとめて、その上で今回のお二人の案件についても判断をしていただければという考えです。

荣誉賞については、例えば、今回はスポーツのところを説明しますけれども。

世界的規模の大会において上位の成績を収めた方、特別賞については世界的規模の大会において活躍された方という、簡単に申し上げますとそういうような基準を案として示そうと考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 案ということで示して、それが選考委員会の中では正式なものとして、書類上残っていくということになるのかな。

わかりました。

あと、第4条、表彰盾及び金品を授与してということで、今回、補正予算に二十数万円が入っています。賞金ということなのでしょうけど、金品ということは、賞金と記念品とどうか、そういう意味なのか。

通常、この種の第4条の書き方として、予算の範囲で一時金を支給するとかそういった

形が通常の条例化のやり方なのかなと自分でそんなふうに思っていたのですが、今回、金品を授与して行うというふうに書いてあるのですけども。

そこら辺、ほかの町の条例なんかとも比べてつくっていったのか。

そこら辺の考え方について伺います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 十勝管内の同じく荣誉賞条例を定めているところについては、条例を参考にして、中札内村としては金品という表現で入れさせていただきました。

参考までに、幕別町では表彰状に金品を添えてということで、金品という表現になっております。

更別村では、顕彰状及び盾に村長が定める一時金を支給するという表現になっておりまして、特に具体的には考えていなかったのですけれども。お金の場合と物の場合と両方、そのときによってあるのかなという感じもしますし、特に年齢制限もないのですけれども、子どもたちの場合にお金でいいのかどうなのかということも考えますと、実際にはお金のほうが多いような感じは持っていますけれども、物の場合もあるかなということで、金品という表現にしたところであります。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第3号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号、中札内村村民荣誉賞条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第4号 村道の路線の認定及び路線変更認定について

○議長（高橋和雄君） 日程第12、議案第4号、村道の路線の認定及び路線変更認定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、ヴィレッジときわ野第3次分譲地造成に伴い、関連する道路の認定と、中札内南9丁目環状線道路の起点変更の認定をするため、議会の議決を得ようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を長澤施設課長、お願いをいたします。

○施設課長（長澤則明君） 補足説明を申し上げます。

議案関係資料、黒ナンバー15番の3ページをお開きください。

本案件は、ヴィレッジときわ野第3次分譲地造成に伴い、団地内道路の改良舗装整備を行うものとなっております。

このため、新たに2路線を村道認定するとともに、中札内南9丁目環状線道路について、東側に起点の変更をするため、議会の議決を得ようとするものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明を終わります。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第4号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号、村道の路線の認定及び路線変更認定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（高橋和雄君） 日程第13、議案第5号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表の変更について協議するため、本案を提出するのであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明はございません。

提案理由の説明を終わります。

議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第5号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号 中札内交流の杜に係る指定管理者の指定について

○議長(高橋和雄君) 日程第14、議案第6号、中札内交流の杜に係る指定管理者の指定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内交流の杜の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものです。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を大和田教育次長、お願いします。

○教育次長(大和田貢一君) 補足説明を申し上げます。

中札内村交流の杜指定管理者の選定にあたりましては、地方自治法第244条の2第3項、及び中札内村公の施設に係る管理者の指定手続きに関する条例第2条に基づき、公募による選定とし応募を行いました。

公募の結果、これまで5年6カ月間の指定管理者として実績のある株式会社ユービックからの応募があり、昨年11月15日に選定委員会を開催し審査を行いました。事業計画内容の不明確等の理由により、指定管理者候補者としての選定には至りませんでした。

このことにより、指定管理者候補者不在となり、公募によらない選考を進めておりましたが、株式会社ユービックより、役員と株主を一新するなどの経営体制の変更と、事業計画の見直しにより、再度の申し入れがあり、別人格での選定対象団体として認め、2月10日に再度指定管理者選定委員会を開催し、従業員が主体となった新体制の会社であるこれまでの実績評価と今後のさらなる事業の進展を期待し、指定管理者候補者として選定されましたことから、本議会での議案として提案させていただきます。

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間の指定をし

ようとするものです。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第6号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第6号、中札内交流の杜に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号 平成25年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第16 議案第8号 平成25年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第17 議案第9号 平成25年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第18 議案第10号 平成25年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第19 議案第11号 平成25年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第20 議案第12号 平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第15、議案第7号から日程第20、議案第12号までの平成25年度中札内村各会計補正予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ7億714万4,000円を追加し、総額を46億6,985万3,000円に調整したものです。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ5,396万5,000円を減額し、総額を5億3,150万3,000円に調整した

ものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ188万8,000円を減額し、総額を2億4,845万5,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ177万1,000円を減額し、総額を5,440万円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ139万3,000円を追加し、総額を1億2,311万円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ105万3,000円を減額し、総額を1億4,932万1,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、最初に、高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 補足説明を申し上げます。

はじめに、村政執行状況報告にもありました通り、今回の補正予算では国の経済対策を受けて財源の確保ができたため、平成26年度に実施を予定していた事業を前倒しして、繰越明許費として計上しております。

次に、一般会計全般にかかわる事項で、燃料費の追加についてです。

各施設の燃料費について、単価が高く推移したため、10施設で総額515万円余りを追加するものです。

それでは、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、あわせて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

36ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、説明欄中段の臨時労働保険料230万4,000円の追加は、嘱託職員の追加採用及び介護保険料率の改定によるもので、特定財源の臨時労働保険料納付金についても113万円を追加しております。

その下段、報償費の表彰記念報償28万4,000円の追加は、先ほど可決いただきました村民栄誉賞等の表彰に伴う報奨金と盾を授与するためのものでございます。

38ページをお開き下さい。

3目財産管理費、説明欄一番下の公有財産購入費415万3,000円の減額は、ヴィレッジときわ野第3次分譲地用地購入費の確定及び分譲地買戻費用の執行残を減額するものです。

次に、42ページをお開きください。

2項企画費、2目広報広聴費、説明欄下段のデジタル防災無線整備工事4,536万円の追加及び戸別受信機1,530万8,000円の追加は、平成24年度から計画的に整備を行っておりますデジタル防災無線について、緊急防災減債事業債が措置される見込みとなったため、簡易中継局、遠隔制御局、屋外拡声子局、戸別受信機の整備を行うものです。

特定財源欄で、防災無線デジタル化整備事業債6,080万円を追加しております。

予算は、平成26年度に繰越しいたします。

次に、44ページをお開きください。

3目まちづくり推進費、説明欄のふるさと活性化基金積立105万2,000円の追加は、8件のふるさと応援寄付金を本基金に積み立て活用しようとするものです。

その下段、豊かな環境等創成基金積立130万円の追加は、同じく3件のふるさと応援寄付金を本基金に積み立て活用しようとするものです。

45ページをご覧ください。

4目開発振興費の説明欄の企業立地促進補助金142万6,000円の減額は、固定資産税課税額及び補助金対象額の確定により減額するものです。

次に、51ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、説明欄上段の高齢者等通院タクシー交通費160万8,000円の減額は、実績見込みにより減額するものです。

次に、53ページをお開きください。

4目障害者福祉費、説明欄上段の障害者システム改修委託33万円の追加は、平成26年4月に予定されております、障害者総合支援法改正に対応するためのシステム改修費用を追加するもので、予算は26年度に繰越いたします。

説明欄下段、扶助費の自立支援医療費126万3,000円の減額は、実績見込みによるものです。

その下段、介護給付費143万5,000円の追加は、介護給付の新規対象者の増等によるものです。

次に、54ページをお開きください。

6目社会福祉医療費、説明欄の重度心身障害者医療費269万6,000円の減額は、医療費の減少が見込めるもので、次のページの特定財源欄で一番上の道の重度心身障害者医療費補助金医療費分についても減額しております。

次に、59ページをお開きください。

2項児童福祉費、3目保育所費、説明欄一番上の保育士及び調理員代替賃金100万円の減額は、栄養士賃金単価の改正、事務パート賃金及び年休の代替賃金の実績見込みによるものです。

次に、62ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目診療所費、説明欄下段の診療所外壁等改修工事168万円の減額は、執行残によるものです。

次に、66ページをお開きください。

7目合併処理浄化槽事業費、説明欄の合併浄化槽設置補助金196万円の減額は、設置基数が見込みよりも少なかったことによるものです。

2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、説明欄下段、十勝環境複合事務組合負担金122万2,000円の追加は、し尿と資源ごみの増加によるものです。

次に、68ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄下段の食と農業農村振興基金積立7,018万円の追加は、3件のふるさと応援寄付金18万円と、今後の農業振興や牧場整備等のための財源を積み立てしようとするものです。

次に、71ページをお開きください。

4目土地改良事業費、説明欄中段、道営担い手畑総事業札内川左岸地区負担金その2、1,800万円の追加は、国の補正予算に伴い、前倒しして追加するもので、特定財源欄、上から2段目、道の食料供給基盤強化特別対策事業補助金その2を450万円、一つ飛ん

で、道営担い手畑総事業債を1, 170万円、下から2段目の道営事業受益者負担金札内川左岸地区その2を180万円追加しております。

予算は26年度に繰越いたします。

72ページをお開きください。

3項畜産費、3目牧場費、説明欄の委託料927万2, 000円の減額は、人件費の減少に伴い、牧場管理委託料を減額するものです。

次に、76ページをお開きください。

7款商工観光費、1項商工観光費、4目道の駅関連施設管理費、説明欄の修繕料100万7, 000円の追加は、屋外物産販売所花水山の飲食スペースの床を修繕するものです。

次に、78ページをお開きください。

2項道路橋梁費、4目道路改修費、説明欄下段の橋梁調査設計委託2, 000万円、橋梁補修工事1, 000万円の追加は、橋梁長寿命化計画に基づき、中島新橋の調査設計と共栄33号の杉村橋、及び協和38号の豊栄橋の伸縮装置取替等工事を行うもので、特定財源欄で国の社会資本整備総合交付金1, 950万円と、1, 050万円をそれぞれ追加しております。

予算は26年度に繰越いたします。

79ページをご覧ください。

4項、1目地籍整備費の説明欄の地籍図異動修正委託190万6, 000円の減額は、事業費の確定によるものです。

次に、80ページをお開きください。

5項住宅費、1目建築総務費、説明欄中段の定住促進補助金476万6, 000円の減額は、勤労者民間賃貸住宅家賃補助金の減、中札内スタイル推進奨励金、申請者7件の外溝工事の完了が翌年度になったことなどによるもので、特定財源の社会資本整備総合交付金地域住宅計画事業についても176万5, 000円を減額しております。

次に、81ページをご覧ください。

4目公営住宅建設費、説明欄の公営住宅建設工事7, 997万4, 000円の追加は、国の補正予算による社会資本整備総合交付金の追加により、前倒しして実施するものです。

その下段の公営住宅改修工事971万1, 000円の減額及び一番下から次のページ、82ページにかけての公営住宅建設工事その2、317万1, 000円の減額は、事業費の確定によるものです。

82ページの公営住宅改修工事その2、1億1, 630万円についても、社会資本整備総合交付金の追加による前倒しで実施するもので、特定財源については、国の社会資本整備総合交付金を6, 220万円、公営住宅建設事業債を9, 470万円追加しております。

追加した事業の予算は26年度に繰越いたします。

次に、83ページをご覧ください。

9款消防費、1目消防組合費、説明欄の南十勝消防事務組合負担金2, 875万8, 000円の減額は、支所運営経費及び本部共通経費の中の消防救急デジタル無線整備事業の減額によるもので、特定財源の緊急防災減債事業債についても2, 250万円を減額しております。

次に、84ページをお開きください。

2目災害対策費、説明欄下段の瞬時警報システム自動起動装置設置工事1, 567万2, 000円の減額は事業費確定によるもので、特定財源の防災情報通信設備整備事業交付金

についても同額を減額しております。

次に、85ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄下段の永井明奨学資金貸付金293万円の減額は新規貸付が少なかったことによるもので、特定財源の基金繰入金についても同額を減額しております。

次に、86ページをお開きください。

3目学校教育振興費、説明欄の中段、スクールカウンセラー報償109万1,000円の減額は相談件数の減少に伴い、派遣体制を変更したこと及び道費による負担があったため減額するものであります。

次に、91ページをお開きください。

4項中学校費、1目学校管理費、説明欄中段の中学校改修等設計委託188万4,000円の減額は事業費の確定によるものです。

その下段、中学校校舎長寿命化計画策定委託200万円の減額は中学校校舎が危険建築物に該当しなかったため、策定の必要がなくなったことによるものです。

その下段、工事管理委託739万円と、中札内中学校改修工事4億2,080万円の追加は国の補正予算で、学校施設環境改善交付金の追加により前倒しして実施するもので、特定財源の交付金6,728万1,000円、及び学校教育施設等整備事業債1億3,180万円、公共施設等整備基金繰入金1億8,000万円を追加しております。

次に、94ページをお開きください。

5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄下段、文化振興奨励事業補助金205万2,000円の減額は北の大地ビエンナーレ事業費及びアミューズ・シアター事業費、文化振興奨励事業補助金の確定によるものです。

次に、95ページをご覧ください。

説明欄中段、文化振興基金積立3,003万円の追加は1件のふるさと応援寄附金3万円と、今後の文化振興のための財源として積み立てしようとするものです。

次に、97ページをお開きください。

13款諸支出金、特別会計繰出金ですが、介護保険、後期高齢者医療、公共下水道の3会計合わせて502万円を減額しております。

次に、99ページをお開きください。

給与費明細書ですが、一般職の上段、給与費の給料の欄の比較で、125万7,000円の減額をしておりますが、年度途中からの育児休業及び休職によるものです。

職員手当の内訳の左から3項目目、時間外勤務手当の欄をご覧ください。

比較で、163万4,000円の減額となっておりますが、3月分までの支給を見込み、不用額を減額するものです。

次に、戻っていただきまして、16ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

はじめに、1款村税で、村民税の個人、現年課税分486万4,000円の追加は、当初予算の収納率を上回る収納率が見込めることによるものです。

法人の600万円の追加は、法人税割の増加が見込めることによるものです。

次に、固定資産税の現年課税分361万6,000円の追加は、当初予算の収納率を上回る収納率が見込めることによるものです。

次に、17ページをご覧ください。

2 款、2 項自動車重量譲与税 3 0 0 万円の減額は、算定に用いる単価の減に伴うものです。

次に、1 8 ページをお開きください。

6 款地方消費税交付金 5 0 0 万円の追加は、道の交付総額の増に伴うものです。

7 款自動車取得税交付金 4 0 0 万円の追加は、同じく道の交付総額の増に伴うものです。

9 款地方交付税の普通交付税 3, 4 1 7 万 6, 0 0 0 円の追加は、交付額の確定によるものです。

特別交付税 4, 3 0 5 万 1, 0 0 0 円の追加は、交付見込額の増によるものです。

次に、1 1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金、7 節南十勝障害程度区分認定審査会町村負担金 1 7 3 万 4, 0 0 0 円の減額ですが、人件費の減等によるものです。

次に、2 0 ページをお開きください。

1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目土木使用料、1 節村営住宅使用料 2 0 3 万 4, 0 0 0 円の追加ですが、入退去に伴う増加等によるものです。

次に、2 4 ページをお開きください。

1 3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、1 節子育て支援交付金 4 6 6 万 4, 0 0 0 円の減額は、2 6 ページの 1 4 款の道補助金の子育て支援対策臨時特例交付金に移行したことによるものです。

次に、3 2 ページをお開きください。

1 9 款諸収入、6 項、1 目、5 節の雑入、説明欄三つ目の建物災害共済金 1 5 6 万 8, 0 0 0 円の追加は、大規模草地育成牧場牛舎屋根破損及び上札内小学校窓ガラス破損等に対する共済金が給付されたことによるものです。

次に、戻っていただきまして、8 ページをお開きください。

第 2 表継続費補正ですが、中札内中学校改修事業について、総額 5 億 2, 6 6 5 万円。

平成 2 5 年度に 4 億 2, 8 1 9 万円、平成 2 7 年度に 9, 8 4 6 万円とする継続費を設定するものです。

次に、9 ページをお開きください。

第 3 表繰越明許費の 8 件の追加ですが、デジタル防災無線整備工事 6, 0 8 6 万 1, 0 0 0 円、障害者システム改修委託事業 3 3 万円、道営担い手畑総事業札内川左岸地区負担金その 2、1, 8 0 0 万円、橋梁補修工事 3, 0 0 0 万円、公営住宅建設工事 7, 9 9 7 万 4, 0 0 0 円、公営住宅改修工事その 2、1 億 1, 6 3 0 万円については、先ほど歳出で説明しました通りで、繰越明許費を設定するものです。

三つ目の道営担い手畑総事業札内川左岸地区負担金については、当初予算計上額のうち 7 9 7 万 2, 0 0 0 円を繰越明許費として設定し、さらに一番下の南十勝消防事務組合負担金、消防救急無線デジタル化整備事業についても、9 月の補正で追加しました予算を、負担金確定により、先ほど歳出で減額した残りの 7, 2 5 4 万 7, 0 0 0 円を繰越明許費として設定しようとするものです。

次に、1 0 ページをご覧ください。

第 4 表債務負担行為補正ですが、5 件を追加するもので、ケアプラン作成システム使用料については、期間は平成 2 6 年度から平成 3 0 年度まで。限度額は 3 3 0 万 5, 0 0 0 円。

中札内交流の杜指定管理に係る協定に基づく委託料については、期間は平成 2 6 年度か

ら平成30年度まで。限度額は1億3,500万円に設定するものです。

以下は、消費税率の改正や燃料費、電気料の高騰などに伴うスライド分として、26年度の限度額を追加するもので、中札内村児童館の指定管理に係る協定に基づく委託料その2については、167万9,000円を。

上札内交流館の指定管理に係る協定に基づく委託料その2については、118万4,000円を。

中札内村ファミリースポーツセンター本館の指定管理に係る協定に基づく委託料その2については、287万6,000円を。

さらに次のページ、道の駅関連施設等の指定管理に係る協定に基づく委託料その2については、76万5,000円を設定するものでございます。

次に、変更するものとして、車両譲渡事業償還金は297万8,000円を236万3,000円に。

住民基本台帳ネットワークシステム機器等譲渡事業償還金は、356万円を321万9,000円にそれぞれ限度額を変更しようとするものです。

次に、12ページをご覧ください。

第5表地方債補正ですが、追加するものとして、防災無線デジタル化整備事業が6,080万円、公営住宅建設事業その2が9,470万円、橋梁補修工事事業が1,050万円、道営担い手畑総事業が1,170万円、学校教育施設等整備事業が1億3,180万円に限度額を設定するほか、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものです。

13ページをお開きください。

変更するものとして、緊急防災減債事業は9,650万円を7,400万円に。

保育所建設事業は8,990万円を8,910万円に。

公営住宅建設事業は2,210万円を1,650万円にそれぞれ限度額を変更しようとするものです。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 黒ナンバー10番、国民健康保険特別会計補正予算書の12ページをお開きください。

最初に歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄の委託料で、中段、前期高齢者証発行システム修正委託30万3,000円の追加ですが、これはこれまで1割に軽減されていた70歳から74歳までの前期高齢者の方の自己負担割合が、26年度から2割に戻るなどに対応するため追加しようとするもので、その下段、国保事業実績システム改修委託99万8,000円の追加は、ウィンドウズXP版、同システムの保守サポートが終了することから、更新するため追加しようとするものであります。

次に、13ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、説明欄の一般被保険者療養給付費2,861万3,000円の減額。

その下、14ページ中段、説明欄、退職被保険者等療養給付費1,467万3,000円の減額。

次に、15ページ上段、説明欄、一般被保険者に係る高額療養費354万3,000円の減額。

その下、退職被保険者に係る高額療養費、455万8,000円の減額ですが、これは

一般被保険者及び退職被保険者に係る入院通院等の医療費等が当初見込んだよりも減少する見込みであることから減額しようとするものであります。

次に16ページ、4項出産育児諸費、説明欄の出産育児一時金81万円の追加ですが、当初予算に対して2件分の増加が見込まれることによるものであります。

次に17ページをお開きください。

7款共同事業拠出金、説明欄の高額医療費共同事業拠出金187万4,000円の減額。

その下の保険財政共同安定化事業拠出金200万2,000円の減額ですが、これは全道及び本村の過去3年間のそれぞれ対象となる医療費の総額をもとに算出されたものであり、それぞれその拠出額が確定したことから減額しようとするものであります。

次に、戻っていただいて7ページをお開きください。

1款国民健康保険税ですが、1目一般被保険者分については、直近の調定額により、現年課税分、滞納繰越分それぞれ減額追加し、合わせて164万1,000円を追加。

2目退職被保険者については、現年課税分、滞納繰越分どちらも同様に直近の調定額により、合わせて37万8,000円を減額するものであります。

次に8ページ、国庫支出金、1目療養給付費負担金、1,977万9,000円の減額ですが、これは対象経費である一般被保険者の医療費等が減少したことによるものであります。

次に、その下段、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、説明欄の普通調整交付金50万円の減額については、交付決定通知に基づくものであります。

3款療養給付費交付金、1,592万9,000円の減額ですが、これは対象経費である退職被保険者の医療費等が減少したことによるものであります。

次に、9ページをお開きください。

5款道支出金、1目財政調整交付金1,222万2,000円の追加については、これも交付決定通知に基づくものであります。

次に、6款共同事業交付金、説明欄の高額医療費共同事業交付金611万3,000円の追加は、対象となる1件80万円を超える医療費等の増加によるもので、その下段、保険財政共同安定化事業交付金1,366万4,000円の減額については、1件30万円から80万円未満の医療費等が減少したことによるものであります。

次に、8款繰入金、1目一般会計繰入金、説明欄の保険基盤安定繰入金軽減分58万3,000円。

その下、支援分45万4,000円の追加は、額の確定によるものであります。

次に、11ページをお開きください。

上段、9款の繰越金につきましては、24年度決算額の残額75万7,000円を追加し、1ページ戻っていただいて、下段、2項基金繰入金、1目基金繰入金、説明欄の国保基金繰入金を2,121万2,000円減額し、財源の調整をしております。

続いて、黒ナンバー12、後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、6ページをお開きください。

歳入の1款後期高齢者医療保険料ですが、年金からの特別徴収保険料、その下段、普通徴収保険料については、転出等異動に伴い、合わせて82万6,000円を減額しようとするものです。

次に、2款繰入金、1目一般会計繰入金、上段の事務費繰入金119万5,000円の減額は、広域連合事務費負担の確定及び財源調整によるものであり、3款繰越金49万円

の追加は、24年度決算額の確定に伴うものであります。

次に、8ページをお開きください。

歳出ですが、2款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄上段、事務費等負担金45万1,000円の減額は、広域連合に対する負担額の確定によるもので、その下段、保険料等負担金86万円の減額は、先ほど歳入で説明いたしました保険料と保険基盤安定繰入金
の合計が減額となったことによるものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、介護保険特別会計を説明させていただきます。

黒ナンバー11番、介護保険特別会計補正予算書をご用意ください。

それでは歳出から説明させていただきます。

11ページをお開きください。

上段の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、19節負担金補助及び交付金で108万8,000円の減額となっておりますが、その内訳は、居宅介護サービス等給付費で、訪問介護や認知症グループホームの利用の増により125万6,000円の増になっている一方、介護予防サービスで、主に通所介護等の利用減によりまして234万4,000円の減額となっているものでございます。

13ページをご覧ください。

上段の3項高額医療合算介護サービス等諸費、1目高額医療合算介護サービス等諸費の19節負担金補助及び交付金50万円の減額は利用者の減によるものでございます。

それでは、歳入のほうを説明させていただきます。

戻りまして、6ページをお開きください。

中段にあります3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金88万円の減額。

それと、7ページ中段にあります4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金204万円の減額。

さらに、8ページ上段の5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金220万6,000円の減額は、歳出で説明いたしました介護サービス等諸費の減額によりまして、国・道支払基金の負担割合に応じて減額しているものでございます。

9ページをお開きください。

これらの調整を、7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金317万円を追加して調整するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、長澤施設課長、お願いします。

○施設課長（長澤則明君） それでは、引き続き、簡易水道事業特別会計補正予算及び公共下水道事業特別会計補正予算について、あわせてご説明いたします。

はじめに、黒ナンバー13番、簡易水道事業特別会計補正予算書をご用意願います。

6ページをお開きください。

歳入の主なものですが、1款分担金及び負担金の共同施設維持管理負担金は、南札内浄水場共同施設維持管理費の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額するものです。

2款使用料及び手数料の水道使用料189万1,000円の追加は、札内川かんがい施設導水管取替えに伴い、南札内浄水場原水をかんがい施設への供給による増額となっております。

ります。

次に、8ページ、歳出でございますが、水道メーター購入減額及び共同施設維持管理費の減額に伴い、基金積立101万1,000円を追加しております。

次に、2目受水費では、歳入でご説明いたしました、かんがい施設の原水供給に伴い、水道企業団からの受水費を189万2,000円計上しております。

続きまして、黒ナンバー14番、公共下水道事業特別会計補正予算書について説明いたします。

8ページをお開きください。

歳出では、2款浄化センター維持管理費、13節委託料87万円の減額は、汚泥発生量の減少により、堆肥化処理汚泥搬出回数の減ったことによるものでございます。

戻りまして、6ページ、歳入でございます。

2款使用料及び手数料の下水道使用料73万6,000円の追加は、使用水量の増加によるものです。

3款国庫支出金101万8,000円の追加は、ヴィレッジときわ野第3次分譲地下水道実施設計費が交付金対象となったことによる増額でございます。

4款繰入金の一般会計繰入金につきましては、下水道使用料及び国庫交付金の増額により、財源調整で295万2,000円を減額しようとするものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで補正予算の提案理由の説明を終わります。

結構時間が経ちましたので、15分まで暫時休憩をさせていただきます。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

補正予算の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行いたいと思えますが、結構長い説明でもありましたし、質問は3回しかありませんので、気を付けて質疑をしていただきたいと思います。

質疑を受けたいと思えます。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、一般会計の補正のほうから。

42ページのデジタル無線整備事業で、今回、工事請負で4,536万円ほど、これは防災無線を設置したということなので、資料によりますと、6ページのこの屋外支局のスピーカーの設置なのですよね。それがもう終了したということですか、この4,500万円の。

それで、そのスピーカーを、これの資料によりますと、6カ所にもう支柱が立って、その整備がされたという解釈でよろしいのでしょうか。

それとあと、戸別受信機が備品購入で1,530万8,000円がありますね。

それは戸別受信機を平成30年度に向けて、1,600世帯に1個ずつ渡すようにということで計画的に購入していくというように、以前はそうように私は理解していたのですが、今回ここに出てきたということは、その中の一部なのか。

当初予定していたものに加えてここにまた新たに、この受信機を買うのか。

その点について伺いたいと思いますし、このスピーカー設置する場所についても、以前にやっぱりこの無線を知らせる等があったと思うのですが、以前にあった場所と同じ場所に設置したのか。新たにここを選定して建てたのか。

そこら辺が私ちょっとわからない部分なので、教えていただきたいのと。

それと、やはりときわ野ヴィレッジという分譲したところが増えたことによって、今まで設置していたところそのまま使われるとなれば、それでよかったのかどうか。検討したのかどうか。そういった点をこの場所でお伺いしたところです。

その次に、66ページの、先ほど塵芥し尿処理で生ごみ等、十勝環境複合事務組合に負担金が増えたということの説明があって、それぞれごみの量が増えたということが報告されました。

それで、この生ごみも増えて、あと一般ごみも増えたということについては、当初予算よりどれだけ増えたのかな。

これについては、なるべく軽減していきたいというような取組みをするべきでないかなというように思っていたのが、なかなかそうはならないということで、どれだけ増えたのかお聞きいたします。

その次に、91ページになりますでしょうか。中学校の改修ですね。

以前にも、ちょっと改修の設計図をいただいて、内容の説明がありましたけれども、本当のこの図面を見る限りでは、本当に大改修だなというような中身が読み取れます。

それで、やはり改修後には、本当に改修したのではなく、新しい校舎になったのではないかとというぐらいに、位置も変更されて、校長室も変わったり、図書館も変わったりというようなことで、大幅に場所も変わっているなということが感じられますので、この新しい改修された工事に移ったときには、本当に新築かなと思うぐらいになるのではないかとというように期待をしております。

そこで、今回、改修にあたりまして、太陽光発電が設置されております。

体育館の南側のほうにされておりますけれども、この規模ですね。

何か壁にくっつけるような規模のような、図面を見ると思うのですが。

それで、太陽光発電に対する説明では、教育的関連が主だということの説明がありましたけれども、そのほかに、この発電されたのが校舎内で使われるのか。それとも、売電をして、そういうような使い方をしてというようなことをするのかということですね。

それとあと、私ですから、トイレのことがちょっと気になります。

トイレの改修も大幅に、今まで下にあったのが上にいく、下にあった部分を、ちょっとその部分はなくして、この図でいくと、校長室ですとか職員室の前に移動になるのですが、そういったことで1階にあの部分が全部なくなることによって、少しの便器になるのかなというように思うので、そこで不都合が生じないのかなという思いがちょっといたしております。

それと、改修にあたっては、洋式のトイレになるということだと思いますけれども、その洋式のトイレが全部ウォシュレットのトイレになるのか。

それとあと、一つでも和式を残すのかと、そういうような内容をお聞かせいただきたいと思います。

それで、あとこの改修工事にあたっては、なるべく生徒のことも配慮して、なるべく早く改修工事を終えたいというようなことの説明がありましたけれども、この改修にあつ

では、やはりなるべく生徒の負担を考えると、夏休みですとか冬休みを利用して、不規則的なそういう休みに変えるということもあっていいのかなということを考えていますけれども、そういったことの考えはあるのか。そういったことをお聞きいたします。

それと、あともう一つ、95ページの、先ほど文化振興基金積立ということで3,003万円ほどの寄付1件ありまして、それを積み立てる。

そして、将来的に文化基金に使うということが先ほど説明がありましたけれども、この寄付を受けた方からのご要望で、何か特別にこういったものに使ってくださいと。

例えば、ビエンナーレ展を10回で一応何らかの形で区切りを付けるということになったときに、そのビエンナーレ展を継続してほしいとか、そういうような希望があったのかどうか。

その点についてお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 4点ほどについて質疑がありました。

防災無線の関係からいきたいと思います。

中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 私のほうからは、デジタル防災無線整備工事の関係の質問について、回答させていただきたいと思います。

屋外支局の整備につきましては、現在、アナログ波とデジタル波ということで流しているのですが、屋外のその支局について、今、アナログ波対応になっておりますので、その機械をデジタル波に切り替えるという整備でございます。

それから、戸別受信機の240個については、平成30年までの計画のうち、8行政区240戸分を前倒しで実施しようとするものでありまして、特に今回、この緊急防災の起債を借りて整備ということになりますので、簡易中継局、今、南札内のほうに支局を想定しておりますけれども、そちらから情報を発信して、受信するエリア、特に農村部を優先して前倒しをさせていただいております。行政区としましては、南常盤、元札内、上札内、新札内、新札内南、西札内、南札内、元更別の8行政区を予定しているところでございます。

それから、3点目の3次分譲地ですね。ときわ野の分を見込んでいるかというご質問だったかと思うのですが、そちらについては、今現在では、平成30年までには数を見込んでおりませんでしたので、そちらについては今後計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

次、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず1点目の十勝環境複合事務組合の負担金の追加122万2,000円でございます。

総務課長の説明の中で、中島処理場分と、し尿分とリサイクルプラザの分ということで説明をしたかと思うのですが、中島処理場分、つまり、し尿の処理量、これが増えたことによって約130キロリットルぐらい増えていきますので、搬入量によって負担金、構成町村で案分いたしますので、増えたことによって必然的に予算の追加が必要になったと。

それともう一つが、リサイクルプラザ分の負担金ですので、これは資源ごみの搬入量が増えたということで約27トンほど増えております。

それによって増えて、総体122万2,000円の追加というふうになっております。

それともう1点、生ごみの収集資源化の委託料でございます。

これは、今、ポロシリ福祉会さんに委託をさせていただいて、生ごみの収集、運搬、堆肥化処理というふうにやっております、排出された生ごみの量としては、1月末時点での量でいけば、若干5トンほど減っております。

ただ、それでも委託料が増えているという理由は、一つは燃料費の高騰分、維持にかかる費用ですね。

それと、生ごみ処理機械の炉の修繕に、やはり費用がかかるようになってきておりますので、その分の修繕料が管理費として多くなってきておりますので、そのために、今回追加で補正をさせていただいているということでございます。

○議長（高橋和雄君） 中学校の関係。

大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 中学校改修に係るご質問のまず第1点目の太陽光発電の規模につきましては、5キロワットで今設計をしております。

これは通常住宅で付けられている発電が2、3キロワットということですので、その2件分程度の発電量になるのかなというふうに考えています。

これは量的な問題ではなくて、発電した電気を学校の中で売電をしないで使うということで取り組みますので、その発電量のデジタル表示等含めて、今、どの程度発電があって、その発電量はどのぐらいの、例えば、蛍光灯何本分とか、そういった今の電気の中で、そういった太陽光の発電がされているというようなことを表示をしながら、生徒たちにそのエコの今、エネルギーを使っているということを知りやすく表示するような形で、教材として活かしていければというふうに考えております。

あと、トイレにつきましては、2階に男女生徒用のトイレを付けることと、あと、職員向けのトイレ、あと、増築する階段のところにもトイレが付くのですけれども、そこは特別支援等の利用というふうに考えています。

あと、平成27年度の改築の部分にも男女のトイレがありますので、数からいくと現状より増えることとなりますので、不都合を起こすようなことは数的なものではないというふうに考えています。

あと、トイレの洋式、和式については、現在は洋式ということで提案をさせていただいております。

ウォシュレットにつきましては、学校との協議の中で必要のないということで判断をいただきましたので、ウォシュレットのない洋式タイプということで進めていければというふうに思っております。

あと、生徒の授業環境への配慮ということで、夏休み、冬休みについては、早期発注できる見込みですので、十分にその期間については、特に音が出るとか授業に支障のあるような工事はそこを集中的にやっていければというふうに考えています。

ただ、夏休み前には、今の体育館の西側のグラウンド部分に仮設校舎を設置して、夏休みに入るぐらいの時期には、すべて生徒たちはそちらに移動して勉強することができますので、ゼロではないのですけれども、かなり工事の騒音とかそういった景観的なことは授業にないような形で配慮できるのではないかと考えています。

仮設校舎は2学期中を使用期間として定めて、工事発注をしたいと思っておりますので、冬休みには校舎の部分の普通教室と特別支援教室、あと、校長、教員の部屋、あと、トイレ、保健室等については12月までに完成見込みですので、3学期には、3年生にも一時期ですけれども共用化してということを使っていただけるというような工程を、今想定を

しております。

あと、文化振興基金のふるさと納税のほうは3万円ですので、3,000万円は財政側の今後に向けての基金ということですので、ご質問にあった目的等については、その3万円については文化のほうの利用ということで言われている部分だけですので、ちょっと3,000万円全体での話はございません。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 先ほどの無線のほうなのですが、ちょっと私の勘違いなのか、無線整備というのは、例えば、スピーカーを設置する塔を建てたということで私は理解していたのですが、そうではないのですか。

そして、そこから何か災害時が起きたときには、村民にわかるような発信がされるという設備なのですか。

こちら辺が私ちょっとわかりにくいので、無線整備ということであるので。

そして、この6ページの資料によると、ここに屋外支局スピーカーって書いてあるのですよね。

スピーカーって書いてあるということは、ここに全部、今までアナログだったのをデジタルで受信して、そこから村内に発信するというような内容なのかなと思って私は理解していて、なかなかその理解がしづらいので、大変申し訳ないなと思っているのですが、そこら辺をもう一度説明していただければと思います。

それで、そのスピーカーの位置がここに、資料で配られている位置、何か所かありますね、6カ所ぐらいあります。その整備だというように思っていたのですが。

申し訳ございませんけども、その点についてもう一度説明いただければと思います。

あと、66ページの塵芥し尿処理のことについてはわかりました。

燃料の高騰ですとか、生ごみの場合は修繕料がかかったということの内容で理解いたしましたし、わかりました。

それとあと、中学校の改修工事、太陽光発電についても、あまり出力が多くなくて、校内で全部使うということであると思うので、たまたま災害でそこに避難したときには、そのまま使えるというようなことにも結び付くということで考えてよろしいのでしょうか。

あと、トイレについても、27年度に向けては、結果的には増設されるような結果になるということですので、よろしいかと思えますし、また、授業に対しての配慮もそれぞれ行いながらやるということなので、それに対しては、ぜひ進めていただければ思っております。

あと、それと一番最後の文化振興基金については、3,000万円という積立をしましたが、その1件の寄付はその額ではなかったということなのですが、村として3,000万円積み立てた目的がはっきりとしてあるのかどうか、もう一度、その点お聞きいたします。

○議長（高橋和雄君） 3点ばかりだと思います。

まず、防災の関係から、中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 屋外支局の関係ですが、今資料のほうにお付けしている設置場所につきましては、今までアナログ放送の街頭放送が流れたところなのですが、今、改善センターのほうからデジタル波とアナログ波と両方発信をしております。

それで、今、街頭放送が流れているポールにつきましては、アナログ波の受信しかできない形になっておりますので、それをデジタル波の受信機を取り付けるというイメージで

考えていただければよろしいかと思えます。

○議長（高橋和雄君） 設置場所は、同じところだということです。

それから、中学校の関係、大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 太陽光の災害時の利用については可能ではありますがけれども、先ほど申し上げた通り、住宅2件程度の容量ということで、それをすべて頼りに、規模の建物が避難施設として利用できるかという、かなり不足することになりますので、それだけの対応は難しいのかなと思えます。

基金につきましては、ビエンナーレについては、とりあえず10回を目標ということですけれども、村長の公約にもある文化の香りのする村づくりということで考えますと、今後もそういった継承する事業とか、アミューズのような村民に優良が芸術鑑賞の機会を今後も提供していくということを考えますと、2年のビエンナーレの期間で二つの事業でいくと、約2,000万円の予算になりますので、今後も継承していくとなれば、こういった基金を持ちながら実施していくということが必要な基盤体制になると思えますので、そういった意味で、今回、基金として積立をさせていただいたところです。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、まず何点かお聞きをしたいというふうに思えます。

18ページの地方交付税関係であります。

先ほど、普通交付税については確定、特別交付税については見込みという額の追加という説明がありました。

普通交付税については、3,417万6,000円の追加で、総体で18億8,666万5,000円、特別交付税については、4,305万1,000円の追加で、1億5,305万1,000円ということになるかというふうに思いますが、それぞれの確定の追加の額の要因、見込みの額の要因等々について教えていただきたいというふうに思えます。

それから、36ページの記念報償、先ほど説明がありましたが、参考で聞いていただきたいのですが、盾の分もこの中に入っていると思うのですが、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、町村を紹介している中では、そのソチオリンピックの競技場の中で、記録写真というのか写真を時事通信社が何か撮るようなんでよね、競技しているときの写真、その選手の分の。

そんなものを借りるのかな、買うのかちょっとわからないのですが、そんなものを盾の中に入れることで、非常に喜ばれているというか、これが特徴ですよということも聞いたものですから、この予算の中でできるかどうかはちょっとわからないのですが、そんなこともひとつ、つくる段階での考えも入れる中で、本当に記念に残るようなそういう配慮もいいのかというふうに感じましたので、参考までに述べさせていただきました。

それから、38ページの研修費の特別旅費47万2,000円の減額ということで、ちょっと調べますと、当初98万2,000円ということを計上していたのですが、約半分の減額がされております。

何か特に、当初予定していた研修よりも取り止めした研修があるのかどうか。積極的に研修を実施したいというこんな話もあるわけですがけれども、そこら辺の事情等々についてお聞きをしたいなというふうに思えます。

それから、46ページの賦課徴収費の関係でございます。

還付加算金の未払い関係であります。先ほど村長から村政執行状況報告があったところでございますけれども、私もこのことがないようなことで、ひとつ庁内一丸となって再発防止に努めていただきたいと、このように私も思っております。

そこで1点だけ聞きたいのですが、去年の時点で、それぞれ新聞報道等で管内町村、何町村かのこういった事例というかな、新聞報道があったというふうに思うのですが、本村にとっても、その時点で詳細に、うちも本当に大丈夫なのかということでチェックすればわかったことでないのかなと。

よって、もっと早く対応ができたのではないかなというふうに思うのですが。

いろんな事情があって年明けてからというのかな、遅くなってからうちもありましたという格好で出てきている課題なのですが、ちょっと考えるには、今言ったように、ほかの町村が2、3出た時点でうちも大丈夫かなということで調べるのが公務でないのかなというのはちょっと感じもするのですが、そこら辺の感覚というのかな、感じというのか、その辺をちょっとお聞きをさせていただきたいなというふうに思います。

それから、62ページの狂犬病予防対策費、犬・キツネ処分火葬場使用料ということで、これについても当初54万6,000円見ていたのですが、同じぐらいの額、47万9,000円ということで大幅な追加があるわけなのですが、犬なりキツネがかなり頭数が増えたのかな。

今の段階で、当初予算と同じ額がここに出てくるということは、これから捕獲を当初予算ぐらいしたいということなのですかね。

そんな形で、見込みぐらいの数字からいくと、非常にちょっと大きい額が追加されているなというふうに感ずるものですから、その辺について説明をしていただきたいというふうに思います。

とりあえず、その何点かをお願いします。

○議長（高橋和雄君） 交付税の関係から行きます。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、普通交付税の増加要因ですけれども、基準財政収入額の減が主な要因でございまして、収入額の一つが個人の村民税の取得割額が約4,200万円ほど減少したことにより交付額が増えるということです。

もう一つは、同じく村民税の法人税割が約5,200万円ほど、過年度の分で減少したというのが大きな要因で、これが合わせて9,400万円余りということですので、大きな要因としてはこれということでございます。

2点目の特別交付税の見込みについてですけれども、ただいま申し上げました法人税割と密接に関係がございまして、これが減少したことによって、25年度の基準財政収入額で減った分を調整するという作業をやるのですけれども、普通交付税の法人税割の部分で、ゼロになるまで調整はできるのですけれども、さらにその調整については仕組み上できないことになっていまして、その分を特別交付税で約2,600万円ほど交付することによって調整を終えるという仕組みになっております。

そこで例年よりも多く決算が見込めるということで今回補正させていただいたものでございます。

村民栄誉賞の盾についてですけれども、貴重なご意見として伺いましたけれども、実は応援する会としての報告会が3月の下旬、まだ確定ではないかもしれませんが、21日に実施したいということで、応援する会事務局から伺っております、できれば村の

表彰についても、多くの人が集まる場で表彰することが、より多くの人に祝っていただけるのかなと考えておりました、そうしますと10日に表彰選考委員会を開いて発注ということになりますと、非常に日数も少なく、現在、物自体の発注の準備、選定などはしているのですけれども、ちょっとその写真を入れるまでの時間的余裕はないのかなということも感じております。

3点目の研修費の減少の要因ですけれども、概ね当初の研修計画通り実施をしておりましたけれども、一つだけ、関西財政アカデミーという大阪周辺で行われる財政アカデミーに参加することができませんので、これが大きな要因でございます。

その他としては、市町村アカデミー、市町村職員中央研修場ですけれども、これには予定通り二人を派遣しましたけれども、非常に旅費が安く済んだということで、今回の不用額が発生したということでございます。

○議長（高橋和雄君） 徴収の関係、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず1点目、還付加算金の関係でございます。

確かに、十勝管内の報道の中で、還付加算金の未払いが大きく取り上げられたのが12月の末、26日、27日ぐらいの時点だったというふうに思います。

単純に、税サイドが所管の税金のみを対象に還付加算金の未払いがないかどうかということ調査するだけであれば、これは、例えば、年明けた1月中に完了したとかという話になったかもわかりませんが、この未払い金というのは税だけではございませんで、他の徴収金についても還付した場合については加算金を、つまり利息相当分をお支払するということになります。

とすると、各課にその加算金の算出方法自体をある程度熟知させた上で過去にさかのぼって調査をしなければならぬということがございますので、今回の還付加算金の起算日、つまり始まりの日を一体どこにするのだ、どういうケースはどこから取るのだというのをある程度確実に見つけ出さないと、また同じ間違いを起こすということがございますので、村からも町村会の法政、法務室であるのですが、そちらのほうに税法上の取扱いだとか逐条解説の中ではこうなっているだとかという部分がある程度時間をかけて調査した上で統一的な見解として、この年度分について、これだけの調査をしてくれということでやりましたので、そのために時間がかかったということでございます。

安易に新聞報道のみを受けて、単純に計算したのではまた同じ間違いを犯す可能性もあるということで、ある程度思慮した上で再計算をやったということでございますので時間がかかったということでございます。

それともう1点、62ページの犬・キツネの処分費用の追加をいたしました。

これは、キツネの駆除頭数がやはり増えているというのが一つの要因でございます。

その増えた要因というのが何に起因しているかということは単純には言えないのかもわかりませんが、国が補助金で1頭当たりの駆除頭数に補助上乗せをするようになりました。

そのことで、エゾシカ等についても駆除の頭数が圧倒的に増えております。

キツネも同様で、冬に入る前の段階で、これまで以上にキツネの頭数は伸びていました。

特に、キツネの場合については、この2月、3月、駆除の許可を出ささせていただいている猟友会の会員の皆さん、スノーモービル等を使って数多く駆除をしていただいております。

集中的に大体駆除をするという期間なものですから、今年、雪がちょっと少なかったのでスノーモービルを使ってどこまでできるかというところはありましたが、これまでの冬

場の捕獲してきた頭数から換算して、この今回追加をさせていただいたぐらいある程度追加しておかないと、最終的に予算がなくなるということもありましたので、追加をさせていただいたということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） まず、盾の関係ですね。

理解しないわけではないのですけども、今回、間に合わないとすれば、そういったことも何かに記録していただいて、次回あるときや何かもいろんな参考事項にすると非常に喜ばれるのではないかと。出している町村に聞きますと、うちはそういうことで非常に喜ばれているのだということによって言っていましたから、物については私見ていないのですが、ぜひ、そんなことも喜ばれることを今後も引き継いでいっていただければなというふうに思います。

それから、研修の関係、わかりました。

わかりましたが、大幅に減額があると。財政厳しい中で、当初予算見た分が約半分ぐらい残額出ているわけですから、もっと他の研修というのかな、大いに有効活用して職員のレベルアップにつなげていただければなというふうに思っております。

それから、還付加算金の関係、話していることについてはわかりました。

わかりましたが、昨年末に他の町村では第1発見ではないけども、精査している中で出たというこんな町村もあるわけですから、そんなことも含めながら、私が基本的に言ったのは、もっと早く対応することによって、それらの未払いの解消が少しでも進んだのではないかというふうに思いますので、なお一層の努力をお願いをしたいというふうに思います。

それから、犬・キツネの処分ですが、国の補助も出るようになったということで頭数が増えたということなのですが、47万9,000円ということで非常に多いのですが、何頭分の内訳になっているのか教えていただきたいというふうに思います。

それと、82ページ、国の補正で出てきた分ですが、公営住宅改修工事ということで大きく1億1,630万円ということを出しております、内訳については、めぐみ団地、泉団地、上札内団地の改修ということなのですが、では、大まかな改修内容といいますか、そんなことをそれぞれ団地ごとに教えていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほども出ていましたが、91ページの中札内中学校の改修の関係でございます。

国の経済対策によりまして、平成25年度予算を前倒しして行う事業ということでありまして、本村にとっては非常に大きな事業であると、こんなことで議会としても、昨年5月に管内の改築した中学校2校を視察調査をする中で、それぞれ議会の考え方などを村にお示しをし、確認を行う中で、今回大規模改修の事業内容ということであります。

これらの内容については、一応全員協議会で説明を受けたところでありますが、再度、何点かについて確認をしたいというふうに思います。

平成25年度、27年度あわせまして、5億2,665万円という非常に大きな額を投じるわけですが、今、なぜ改築ではなくて改修なのかと。

一般的に、そういった住民の声が聞こえる部分もあるものですから、次の点について、それぞれ改めて伺いたいというふうに思います。

同規模程度で改築するとした場合の事業費。

さらには、国の補助制度上、改修のほうが有利であるというふうにお聞きをしているわけですが、それらの具体的な理由と内容。

そして、最終的に改築と改修における村の実負担額の比較等について、改めて説明を受けたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3点ほどのご質疑だったと思います。

キツネの頭数ですね。それからいきたいと思います。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今回の追加で、キツネ約120頭分ということで追加をさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） それから、住宅の改修の関係ですね。

長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 公営住宅の改修工事の関係でございます。

まず、めぐみ団地の長寿命改修ということで、資料のほうの10ページに載せておりませんが、この部分の長寿命化改善ということで屋根等の塗装を、まず、めぐみ団地では行います。

これにつきましては、予算が1億1,630万円のうちの3,400万円をみております。

2棟26戸の屋根の塗装をしております。

その次に、泉団地のほうの居住改善ということで、3棟9戸の居住改善を行います。

この改善につきましては、共用改善ということで、屋根の塗装、玄関ドアの取替え、住戸改善、居住改善、向上改善ということで、内部のお風呂場の改修ということで、ユニットバスの設置、また、給湯ボイラーの設置。

内部改修で、水回り、流し回りの改修と断熱効果のアップというところが主な改修でございます。

上札内東団地につきましても、4棟8戸ということで、26年度につきましては、泉団地と同様の屋根の塗装、玄関ドアの取替え、浴室の改修等々ということで、主な改修の内容はこのようになっております。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 今回の中学校の事業が改修事業でやることの理由の関係ですけれども。

まず改修ではなくて、改築、今の建物を壊して新たに建替えたときの事業費はどのぐらいになるのかというご質問ですけれども、我々も検討する段階でシミュレーションしたものを説明いたしますけれども、平成21年度に管内の町立中学校で改築での実績があります。

これは面積規模、教室、クラス数の数もほぼ同規模ということで実施をされております。

校舎部分での改修費は平成21年の事業で7億7,600万円でした。

昨今の状況ですけれども、昨年春に公共事業の単価が平均15パーセント上がったということ。

また、今年の2月にも新たな7.1パーセント上がりました。そういったことを新たにこれに付加するということ。

それと、平成26年度には消費税が3パーセント上がるということも掛けて加算していくと、9億円を若干超えるぐらいの額になります。

それと、平成21年度の事業ということでの5年の経過の、物価の自然上昇等も踏まえると、9億数千万円の多分事業費になるだろうなということでの推定がされます。

半分を少し超えるぐらいの額で、改修であれば今回のような事業ができたという結果でございます。

それと、改築を選択しなかった理由ですけれども。しなかったということではなくて、できなかったというのが答えなのですけれども、改築をするためには建物の持っている体力度という、これから先どのぐらい使えるかという、そういった共同指針がありまして、点数的にいうとちょっと単位は説明しませんが、4,500点を下回ると国の交付金の補助の対象になって、壊して建替える必要があるという判断されるのですけれども、現在の中学校のそういった体力度の点数は6,272点ということで、かなり開きがあるということで、国の事業の採択には到底及ばないということになります。

それを承知で、改築でやるということになりますと、すべて村の財源でやるということになりますので、そういった大きな村の財政の負担を軽減するという意味でははるかな差があるのかなというふうに考えています。

村の今回の事業における実質負担ですけれども、平成25年度の今の補正で言うと、基金の繰り入れが1億8,000万円、単独財源が4,200万円程度ですので、2億2,000万円。

27年度事業については、上限、大規模改修の場合は上限が2億円という基準があるので、それを超える事業費にはなりませんので、ほぼ交付金と起債の措置で対応ができるというふうに考えられます。

そのほかに、ちょっと詳しいことはわからないのですけれども、上限を超えた部分の本来の補助になる事業分について、村で行う単独事業に対する交付税の措置も幾らかあるというふうに聞いていますので、2億2,000万円がさらに縮小していくというふうに考えられるのではないかとこのように考えております。

それと、建替ではなくて、改修で行うということの更なるメリットとしては、地球資源の節減、エコ対策、それと国レベルの財政難の時代のその負担の軽減という意味でも、現在使えるものをさらに使っていくということは大きな効果であるというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 大体わかりました。

最後の3回目になるのですが、国保会計のほうで、先ほど保険給付費かな。入院通院が減ることによって何千万円かの減だということ、こういう理由で減額になったということなのですが、大抵給付費が増えていくのですね。あるいはまた、26年度はこれからですけども、ちょっと見ると26年度も25年度から減っているのかな。

何かの努力によって入院通院というのは減っているような気がしますし、何か特徴的なことが感じられるのかなというふうな思いもあるので、理由としては入院通院減ったので減るということはわかるのですけども。その減少の要因というのですかね、捉えている部分で結構でありますので、ちょっと思っていることでもいいので教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 私のほうの説明で、入院及び通院というのは医療費総体のこの意味合いで言ったことで、実質的に入院の件数がだとか、通院の件数がというよりも、

その医療の内容によって大分給付費は変わるものですから。

ただ、一つだけ言えるのは、ここのところ数年間、医療費自体が圧倒的に右肩上がりに上がっていつている状況ではないというのは確かに言えるかなというふうに思います。

ただし、その理由が後期高齢者の医療のほうにシフトしていつている可能性はあるなどというのは、国保の被保険者と後期高齢者医療の被保険者の、そんな大きく100人とか動いつているわけではないのですけれども、動いつているのがやはりわかるので、それがあつる程度、国保の医療費自体をぐんと右肩どんどん上がつていくという状況から平準的なところで今収まつているという状況なのかなというふうには思つています。

ですから、年齢がそう移行することによつて、今度後期高齢者医療のほうか、医療費がかかればということになつていくかなというふうには思つてます。

これは外観的な数値上の私の感覚ですけれども。

○議長（高橋和雄君） 1時間ほど経ちました。

20分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時20分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思つてます。

補正予算の質疑を続けさせていただきます。

そのほか、質疑を出してください。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 何点か質問させていただきます。

最初に42ページ、戸別受信機、先ほど男澤議員も質問しておりました。

ちょっと聞いていまして、去年も3,000万円ぐらいですか。今年も前倒しで1,500万円ということか。

計画的に、今回前倒ししたので、さっきも質問あつたのですけれども、それによつて計画がずれてくるのかなというふうか思うのですけれども、そこら辺の今後の計画についてちょっと説明をお願いします。

次、44ページの村づくり交付金。

去年の9月ですか、補正で、額小さいのですけど、5万円の補正をして、広報でも募集していまして。今回、全額を減額ということ、現状どうなつているのか。これについて伺いまして。

次、82ページ、先ほど黒田議員も質問しておりました。公営住宅の改修工事。

内容についてはわかりました。

この中で泉団地と上札内団地の長寿命化ですね。今後の改修計画、どんなふうになつていくのか。

今回、泉区で言えぱ9、10、11の9戸ですか。

今後、年次的にやると思うのですけれども、古い順番にやつていくのか、そこら辺にいつている考え方について伺いまして。

あと86ページのスクールカウンセラー109万円減額していまして。

当初、これも220万円ぐらいですか、半分ぐらい減額ということか、説明では相談件

数が減っているという説明だったのですけども、こういうカウンセラーを求めている親や子ども、潜在的にはかなりいるのではないかなと思います。

確かに待っていたら来ないのかもしれないけど、そういう不安を抱えている子に対して、逆に言う、出向いて、そういう心配な子にカウンセラーするとか、そういうことも考えていっていいのではないかなというふうに思うので、そこら辺どのように捉えているのかということ。

あと、91ページ、先ほど中学校の改修工事の説明がありました。

財源の内訳、ちょっと聞きましたのですけども、先ほど答弁の中で、改修の場合2億円が上限という説明があったと思うのですけども、この間、2月12日の北海道新聞に出ていたのですが、最近新しい学校を改築するよりも、改修に力を国として重点的に持っていくということで、古い校舎の寿命を延ばす。そのために、手厚く補助する制度を導入したというふうに新聞に出ていました。

この中では、2億円の上限、これを撤廃したというふうにも出ています。

あと、国は事業費の3分の1を負担する。今まではしていたのだけど、13年度から7割強を支援するというのですけども、ちょっと出ていたのですが、ちょっと中身まだいろいろあるかと思うのですけども、そこら辺について、この補助制度と、今教育委員会でやろうとしている補助制度、そこら辺どのような形になっているのか。

そこら辺について、何点か伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の戸別受信機の整備計画ですけれども、毎年二百四、五十機ずつ、平成30年度まで順次アナログからデジタルに取替えていって、30年度ですべての世帯にデジタルの受信機を設置するという計画で進めております。

今回の一部前倒しによって240機が前倒しでいきますので、30年度に完了する予定が、現段階では29年度で完了する見込みということになります。

2点目の村づくり塾の交付金、補正予算で5万円を計上して、今回全額を減額ということになっていますけれども。

まず現状としましては、昨年秋から募集をしております、実際ご本人から応募があった方で塾生になった方はおりませんでした。

そこで、村としても何人かといいますか、この年代に該当する方にそれぞれ声掛けをして、8人の塾生が集まって、さらに職員についても5人程度というふうに考えておりましたけれども、4人の塾生の、職員は自ら応募がありまして、合わせて12人の体制でやります。

塾長については、ご存じの関西学院大学大学院の小西教授に塾長になっていただいて、2年間お世話になることをご快諾をいただいております。

開塾式を3月11日に予定をしております、11日から2年間がスタートするということでもあります。

本来であれば、年明け早々に開塾式を行って、2回ぐらいは塾を開講できればということで、5万円の予算を見ていたのですが、開塾式のみというふうになりましたので、必要な経費がかからないことから、今回、5万円は減額させていただいたものであります。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） それでは、泉団地と上札内東団地の改修計画についてご説明申し上げます。

議案関係資料の11ページ、13ページでご説明したいと思います。

26年度につきましては先ほど述べた通り、泉団地につきましては9、10、11棟の3棟を改築します。

27年度には、次の12、13、14の3棟9戸。28年度に15、16、17の3棟12戸を予定しております。

以降、29年度に5棟、6棟の8棟と、30年度に7棟、8棟を改築予定としておりますけれども、この場所につきましては、体力度調査等によって建築年度49年となっておりますので、その時期にまた判断していきたいと思っております。

48年度建設の1、2、3、4棟と、N1、N2、N3、N4については、用途廃止も含めて、今後建替えの検討ということに計画しております。

続きまして、13ページを見ていただきたいと思いますけれども、上札内東団地でございます。

これにつきましては、26年度7、8、9棟を改修しまして、27年度に10棟、12棟、13棟、14棟の4棟8戸、28年度に15棟の1棟2戸。

そして、30年度に5棟と11棟の一応廃止ということで、全体の計画としては、現在22棟あるところを最終的には18棟を改修して2棟4戸の廃止というような、今現在計画で動いているところでございます。

○議長（高橋和雄君） スクールカウンセラーを、大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） スクールカウンセラーの大幅な減額の理由、もうちょっと詳しく説明いたしますと、北海道の教育委員会のほうからスクールカウンセラーを学校に派遣するという事業採択を受けたことにより、月に8時間ですけれども、その本人については直接道教委のほうから、うちのスクールカウンセラーに報償費が支払われているということで、それについては、その中で執行しなくてよいという部分です。

それと、現スクールカウンセラー、かなり帯広市の学校も受け持っているということでも多忙なことによる、本来、毎週木曜日に中学校に入って、そのほかに毎月一度、各小学校に行くということでの予算措置をしているのですけれども、木曜日に中学校を訪れた中で、小学校も訪問したいということで、実質、小学校の月に2回分が、今、支出の対象になっていないということです。

それと、それ以外の個別相談がかなり減っているということの三つの要素を合わせて、約半分の執行残が残ったということです。

ご意見にあった通り、なった保護者、子どもだけの対応ではなくて、予防的に、おっしゃるようにスクールカウンセラーのほうから積極的にかかわっていくということも必要だとは思っています。

上札内小学校では、すべての保護者と年2回面談を行うということもやっておりますが、中札内小学校、中札内中学校でそれをやるとなるとかなりまた数的にはちょっと負担大きくて無理だと思うのですけれども、おっしゃるように、予防の意味で、もうちょっと積極的にスクールカウンセラー、かわりのこともやっていければというふうには考えておりますので、ご意見いただいた通り、課題として今後、対応として検討していきたいと思っております。

あと、中学校の長寿命化の方針が示されました。

これは昨年からそういった考えは示されていて、本来、本村の改修事業にも、その事業に今年度乗りたくて、今回補正で落としているのですけれども、長寿命化計画の予算を2

00万円付けていました。

当初、予算措置したときにはこの計画をつくることと、概ねで40年、校庭と建物はこの長寿命化の施策の対象になるということで予定していたのですが、先ほど危険改築の場合については壊して建替えられるというその点数があるのですが、そこを満たしたものについては、壊さない改修で行った場合については、その措置をしますということに変わったものですから。

先ほど申し上げた通り、まだまどうちの建物は体力度では健全なものですから、今回、その長寿命化の事業に乗れなかったということです。

また、新たに事業を進めながら、その方向示されたということで、さらに多分制度は充実されるものと思いますけれども、現状の中では、その事業には、うちの中学校については対象とならなかったという成果であります。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 対象にならなかったということですか。

国の大きな方針として、新築よりも改修を重点的に進めるということなものですから。

今後もしこら辺、有利な制度というかな、使いながら、今回ならなかったということでも、こういった形ではっきりマスコミ通してされていますので、今後できれば、国のほうに、こら辺対象になるような働きかけをしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

とりあえずこの件についてはわかりました。

あともう1点、公営住宅の長寿命化、団地の関係の説明がありました。

ここの古い住宅、私もここにいたことあるのですが、未だにシャワーもない、ちょっと寒かったらすぐ水道が凍ってしまうという苦情なんかも聞こえてきておりますので。

そこら辺、前倒しというかな、3棟ずつでなくてもできるだけ早めて、そこら辺進める必要が僕はあるのではないかなというふうに思っています。

特に、村長の住みよいまちづくりですか。そういう面ではかなりここにいる人、古い人が住んでいます。

本当にシャワーぐらい欲しいという声なんかも聞こえてきますので、前倒ししながらでも、コストをもっと増やすなりして、もっと年次的にも早める必要があるのではないかなというふうに僕は思っていますけども、そこら辺についての考え方というかな、理事者のほうからも一言あればいいかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 現在、長寿命化計画を策定して、その計画に乗って進めてきております。

改修に係っては国の交付金事業ということで、この長寿命化計画を国のほうに挙げまして、それに則ってある程度の交付金が付くような計画に来ております。

これを変更するとなると、また長寿命化計画の内容見直しということで変更計画をしていくような形になりますので、その辺のところは道のほうの交付金を対象としているところとも相談しながらいかないとだめ、ということにもなっておりますので、現在のところは長寿命化計画の通り進めていこうという考えでございます。

○議長（高橋和雄君） 理事者のほうから何かありますか。

田村村長。

○村長（田村光義君） 計画を立ててということは、これはルールなものですから。

ただ、今回も補正予算含めて、そうは言いながら、準備ができていて、そう前倒しということではないですけども、国のほうも、このあとまた消費税の動きも含めて、10パーセントになるときにどういった経済対策が取られるのかということを見ながら、ご意見のようになれるだけ早くやる方がいいかなというふうに私も同感でございますので、

あとは、そういうようなときに乗れるような準備を常にしながら進めていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 49ページの福祉灯油の関係なのですが、2万1,000円ということで金額的には1件分なのかなと思うのですが、実際、いつ頃支給されたのかということと、12月の補正のときに間に合わなかった、一緒にすることはできなかったのかということですね。

福祉灯油という性質的にも、少しでも早く支給されたほうが住民にとっても安心するということもありますので、可能だったのであれば、12月の補正のときに一緒にこの1件もすることが望ましかったのではないかなと思いますので、その辺について伺います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） この福祉灯油につきましては、12月定例会において予算を計上いたしまして、そしてすぐ周知を開始して1週間程度で、もうすでに申込が来られております。

ただ、なかなか灯油が空にならないと入れられないという状況もございますので、それで1月末までの間の申請という形でやらせていただいています。

今現在211世帯ということで、当初210世帯を予定していましたが、211世帯の応募という形で今進めているところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

討論に入ります。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号、平成25年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 8 号、平成 25 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 9 号、平成 25 年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 10 号、平成 25 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 11 号、平成 25 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第12号、平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日7日から12日までの6日間、議事日程の都合により休会し、13日午前10時から本会議を開きたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、明日7日から12日までの6日間休会とし、13日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午後 3時43分